

# 子ども・子育て支援の推進

人口減少・少子高齢化が進むなか、「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024）」に掲げる「安心して子育てできる兵庫」を実現し、5カ年で18万人の出生数及び2020年の合計特殊出生率1.41の堅持という目標を達成するため、本プランの6つの柱のもと少子化対策・子育て支援を総合的・体系的に展開する。

I 子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築

II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

III 幼児教育・保育と子育て支援

IV 男女ともに子育てと両立できる働き方の実現

V 子どもと子育てに温かい地域社会づくり

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

# 目次

<b>I</b>	<b>子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築</b>	<b>1</b>
1	若者の経済的自立と若者に選ばれる地域づくり	1
2	ライフデザイン構築のための支援	5
3	子どもたちの生活と学びを支える環境の充実	8
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	15
<b>II</b>	<b>結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援</b>	<b>17</b>
1	出会い・結婚支援	17
2	結婚を応援する経済的支援策の充実	18
3	不妊に悩む方への支援の充実	20
4	妊産婦・乳幼児に関する医療体制の充実	22
5	妊娠期から寄り添う子育て支援の充実	24
<b>III</b>	<b>幼児教育・保育と子育て支援</b>	<b>27</b>
1	保育の受け皿の拡大	27
2	保育人材の確保	30
3	保育の質の確保	32
4	多様なニーズに対応した子育て支援の実施	36
5	幼稚園における取組の充実	39
6	子育てや教育に係る経済的負担の軽減	41
<b>IV</b>	<b>男女ともに子育てと両立できる働き方の実現</b>	<b>49</b>
1	ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進	49
2	女性の能力発揮と就業機会拡大	51
3	家事・育児参画の促進	54
<b>V</b>	<b>子どもと子育てに温かい地域社会づくり</b>	<b>55</b>
1	放課後等の居場所づくり	55
2	地域で支える子育て支援の実施	56
3	地域における子育てや家族のきずなを深める機運の醸成	58
4	安全・安心な子育て環境の整備	60
<b>VI</b>	<b>特別な支援が必要な子どもや家庭への支援</b>	<b>63</b>
1	児童虐待防止対策の充実	63
2	社会的養育体制の充実	65
3	配偶者等からの暴力（DV）防止対策	68
4	ひとり親家庭等の自立促進	69
5	子どもの貧困対策	71
6	ひきこもり支援	73
7	障害児支援施策の充実	75
8	外国人児童生徒への支援	79

# I 子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築

## 1 若者の経済的自立と若者に選ばれる地域づくり

### (1) 多様な就業選択肢の確保

- ① **拡** ひょうごで働こう！合同企業説明会（産業労働部） 【27,917千円】  
大学卒業時等の地元就職と県外からのUJIターンを促進するため、合同企業説明会等を開催  
○大学等卒業予定者等対象  
・開催場所 大阪（2回開催）、**新**Web型（2回開催）、神戸（2回開催）  
○離職者等対象  
・開催場所 神戸（2回開催）、**新**コロナ離職者向け1回、**新**就職氷河期世代向け1回
- ② 女子学生と企業のプレマッチング支援事業（産業労働部） 【6,275千円】  
女子学生が自身のキャリアプランを考えながら就職活動に取り組めるよう、企業研究や学生が主体的に企画するフォーラムを実施  
○企業研究・フォーラムの開催  
・企業研究 企業10社 学生100人  
・フォーラム 9月、12月頃開催予定  
○キャリア相談の実施
- ③ 高校・大学生「兵庫就活」促進事業（産業労働部） 【23,240千円】  
高校・大学生を対象に県内企業の魅力を広く発信し、地元企業への就職を促進  
○高校生対象  
高校生の県内就職を促進するため、県内企業の魅力を掲載した企業ガイドブックを高校2年生全員に配付し、県内企業情報を発信  
○大学生対象  
大学生が県内企業への理解を深めるための情報提供を実施
- ④ **拡** 大学生インターンシップ推進事業（産業労働部） 【22,005千円】  
大学生等を対象に技術力・成長力のある県内中小企業の魅力の理解を促すため、インターンシップを実施  
○大学生インターンシップ事業  
○県・商工会議所・経営者協会等による連絡協議会の設置  
○低学年向け民間インターンシップの実施  
○インターンシップ参画企業とのマッチング会の開催  
○**新**Webインターンシップの導入支援

⑤ **拡** ひょうご応援企業就職支援事業（産業労働部） 【8,968千円】

兵庫で就職を希望する若者を積極的に採用する企業を「ひょうご応援企業」として登録、ひょうご・しごと情報広場ホームページ等で企業紹介を実施するとともに、学生が職場や社員の雰囲気を知り、企業と学生等が出会う場を提供

○**拡**企業と学生・求職者を結ぶ「就活 WEB トーク」の運営

⑥ 若手起業家支援事業（産業労働部） 【33,000千円】

地域経済の活性化を図るため、有望なビジネスプランを有し、県内で起業（第二創業を含む）を目指す若手起業家(35歳未満)を支援

○対象経費 起業経費（上限1,000千円）、空き家改修経費（上限1,000千円）

○補助件数 30件

⑦ 建設業における若年者の入職促進・人材育成（県土整備部） 【10,097千円】

建設産業の持続的な発展を図るため、若年者の確保に向けた取組や次の世代への技術継承に対する支援を実施

○定時制高校生等入職促進事業

○小中学生向け等建設業体験会

○女子高校生と女性技術者との意見交換会

## (2) 若者の雇用の安定・定着

① 若者しごと倶楽部運営事業（産業労働部） 【8,266千円】

若年求職者等に対し、アドバイザーによる職業相談、相談員によるカウンセリングや就職までのきめ細かな支援を行うワンストップサービスを提供

○事業内容 個々の課題に対応するとともに、人材ニーズに合致したキャリア形成による早期就職を支援

○対象者 大学生、若年求職者（～39歳）

② ニート就労支援ネットワーク事業（産業労働部） 【1,337千円】

若年無業者支援に係る各機関とネットワークを構築し、情報交換や支援に関する課題検討等を行い、若年無業者の職業的自立を支援

## (3) 若者の労働環境の改善

① 若者の労働環境の改善（産業労働部） 【－】

ワークルール、働き方改革や過労死の防止等について、労働局と連携し、普及啓発や周知を実施

#### (4) 若者に選ばれる地域づくり

##### ① コワーキングスペース開設支援事業の実施（産業労働部） 【46,719千円】

地域における起業拠点を創出するとともに、テレワーク・副業等の多様な働き方に対応するため、コワーキングスペースの開設を支援

○補助内容

対象経費	補助期間	運営支援型	整備支援型
建物改修費	開設時	1,000 千円	5,000 千円
空き家改修の場合		+1,000 千円	+1,000 千円
事務機器取得費		500 千円	500 千円
賃借料	3年間	600~900 千円/年 ※地域により異なる	—
通信回線使用料		600 千円/年	—
人件費 (高度 IT 人材)		1,000 千円/人・年	—
補助上限額(3年間)		9,000 千円	5,500 千円
空き家改修の場合		10,000 千円	6,500 千円
補助件数		6 件	10 件
対象地域		全県	全県
補助率		1/2 (県 1/4、市町 1/4) ※人件費は定額	1/2 (県 1/4、市町 1/4)

##### ② 新規産業立地促進補助・税軽減の実施（産業労働部） 【1,902,839千円】

地域経済の活性化と雇用機会の創出を実現するため、産業立地条例に基づき、新規産業立地促進補助、税軽減の実施等により、県内への企業立地を促進

##### ③ 拡 ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業（産業労働部） 【96,379千円】

[令和2年度2月経済対策補正]

県内企業の魅力や「ひょうごで働こう！プロジェクト」の施策内容を周知し、大学生・転職者等の県内就職を促進するため、県内企業と若者のマッチング及び東京23区からの移住を伴う就業・起業等を支援

○ 「ひょうごで働こう！マッチングサイト」の発信強化

・ **新**企業と学生・求職者を結ぶ「就活WEBトーク」の開設

学生が、職場や社員の雰囲気を知り深める機会とするため、サイトに「就活WEBトーク」を設置し、WEB上での少人数座談会形式で、企業と学生等が出会う

場を提供

・**拡**サイトの機能拡充

求職者や学生によりわかりやすく情報を届けるため、発信内容を充実し、検索機能を拡充

- 「ひょうごで働こう！マッチングサイト」の運営
- 効果的な求人広告の作成支援
- 「ひょうごで働こう！マッチングサイト」広報の実施
- 拡**首都圏の女子学生等に対する県内就職の促進  
兵庫で働き暮らすロールモデルとの交流会やワークショップを新たにオンラインも含めたハイブリッド方式で実施
- 拡**東京 23 区からの就業・移住等の促進  
令和 3 年度から第二新卒、専門人材、テレワーカーを対象化

④ 大学キャリアセンターと連携した県内大学生の地元就職促進プロジェクト（企画県民部）【5,984千円】

学生の県内就職促進に向けた各大学キャリアセンターの意識喚起と就職指導力の向上を図り、キャリアセンターにおける県内企業の情報発信力を強化するとともに、学生と企業とのマッチングを促進

- キャリアセンターの県内企業理解促進
- 地域の企業訪問等

## (5) 若者のふるさと意識の醸成

① ふるさとづくり青年隊（企画県民部）【7,688千円】

団体青年と公募青年からなる「ふるさとづくり青年隊」が、地域団体等と連携して、地域の活性化や課題解決に取り組むことを通じて、若者のふるさと意識を高め、将来の地域づくりの核となる人材を育成

- 活動実施団体への助成
- 先進地視察の実施

② 「ひょうごっ子・ふるさと塾」事業（企画県民部）【6,875千円】

青少年のふるさと意識を醸成するため、身近な地域での社会体験や豊かな自然に触れる体験を提供する取組を支援

- 対象団体 県青少年団体連絡協議会に加盟する団体
- 補助額 200千円以内/件
- 予定件数 40件

③ ふるさと貢献活動の実施（教育委員会）【46,244千円】

ふるさと・ひょうごを愛する心を育むため、高校ではふるさと貢献・活性化活動

を推進し、小中学校では地域に伝わる伝統文化に関する学習を充実

○高校生ふるさと貢献・活性化事業

- ・対象 全県立高等学校・中等教育学校
- ・内容 ふるさと貢献活動や、ふるさとの未来・あり方を考察・実践する活動を実施

○**拡**伝統文化の学びの充実事業

- ・対象 5中学校区（小・中学校10校）
  - ・内容 9年間を見通した系統的な学習カリキュラムの作成・指導方法の研究、地域人材の効果的な活用検討、連絡協議会の開催
- 新**全県伝統文化発表会の実施

④ ひょうごのふるさと魅力発見・発信事業（教育委員会）

【4,934千円】

児童生徒が兵庫への愛着を高めるため、身近にある自然・産業・伝統等について紹介及びその背景等を解説する冊子「ふるさと兵庫 魅力発見！」を中学校における総合的な学習の時間等で活用

○配布部数 49,000冊

○配布対象 全公立中学校・義務教育学校・中等教育学校の新1年生

○内容 自然、歴史、人物、文化財、伝統文化、産業、交通、災害 等

○県内書店での一般販売を実施（R2.12～）

⑤ ふるさと兵庫こども環境体験の推進（農政環境部）

【13,813千円】

県内全ての幼児が、一定の専門性を踏まえた環境体験プログラムを継続的にできる体制を構築するため、幼稚園・保育所等が段階的に実施する環境体験を支援

○こども環境体験コーディネーターの設置

○環境体験プログラムの実施 500園

## 2 ライフデザイン構築のための支援

### (1) 兵庫型「キャリア教育」の推進

① プロから学ぶ創造力育成事業（教育委員会）

【4,350千円】

児童生徒の創造力や発想力の育成、ふるさと意識の醸成を図るため、世界を相手に様々な分野で活躍する兵庫ゆかりのクリエイター等による講話、体験を実施

○対象校数 87校（R2～4の3年間で、政令市を除く全公立中学校等で実施）

○派遣講師 様々な分野で、世界の第一線で活躍する兵庫ゆかりのクリエイター

② **拡**消費者教育の総合的・体系的推進（企画県民部）

【22,546千円】

○消費者教育コーディネーター等支援事業

地域で活躍する消費者教育コーディネーター（消費生活相談員や消費者リーダー等）に向け、情報交換会やスキルアップ研修等の機会を提供し、その活動を支援

○**新** 消費者教育推進プロジェクト

令和3年3月に策定予定の「（仮）ひょうご消費生活推進プラン」に基づき、コロナ禍対応など消費者教育の推進に関する新たな施策を展開

- ・**新**市町行政部門、教育委員会向けワークショップの実施
- ・**新**出前講座の充実（教材DVDの購入）
- ・消費者教育推進員の設置

○エシカル消費推進事業の実施

人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を推進するため、団体・グループとの協働事業を各地域で実施

○**拡** 高等学校・特別支援学校等への消費者教育推進事業

教育委員会や学校現場と協働し、県内高等学校・特別支援学校における効果的な消費者教育の実施

- ・消費生活センター等による出前講座
- ・教員向け研修

○大学生による次世代への消費者教育事業

大学生協との連携により養成した「くらしのヤングクリエイター」を中心に、高校生や大学生、新社会人などの若者の消費者力アップに向けた取組を多様な団体等と連携して実施

また、消費者庁新未来創造戦略本部と連携し、エシカル消費の実践やSNSによる消費生活相談の実証実験プロジェクト等に取り組み、ポストコロナに対応した消費生活を推進

- ・若者向け研修、ワークショップ等の開催
- ・若者の消費者意識向上のための啓発事業 等
- ・**新**エシカル消費実践フォーラムの開催
- ・**新**SNS（LINE）を活用した消費生活相談の実証実験

○消費者力アップ体験学習会事業

幼児から小中学生、保護者などが楽しみながら参加・体験できる、身近な製品の使用方法やお金の管理等に関する学習会を開催

- ・商品テスト等体験学習会
- ・生活設計等体験学習会

③ 9年間を通したキャリア教育充実事業（教育委員会）

【1,507千円】

小・中学校9年間の学びのつながりを意識したキャリア形成と自己実現に向け、系統的な指導や兵庫版「キャリア・パスポート」を活用した校種間の効果的な接続等について実践研究を実施

○指 定 校 小・中学校10校



- 指定期間 2年間（R2～R3）
- 内 容 ・小・中学校9年間の学びのつながりを意識した指導計画の作成  
・兵庫版「キャリア・パスポート」を活用した校種間での効果的な引き継ぎ方法の検討等

④ 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（教育委員会） 【129,566千円】

芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、豊かな心を育成するため、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演を実施

- 対 象 全公立中学校1年生等
- 実施回数 年間40回

⑤ 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施（教育委員会） 【179,298千円】

社会的自立に必要な能力を育成するため、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を実施

- 対 象 全公立中学校2年生等
- 期 間 6月又は11月を中心とする1週間

## (2) ライフプラン教育の推進

① 大学生結婚・子育て未来体験支援事業（健康福祉部） 【2,707千円】

大学生が子育て中の家庭で、様々な体験をすることで、ポジティブな結婚観・育児観を形成するとともに、自身の体験等を「若者目線」で広く発信

- 連携会議の設置
  - ・委員数 12人（学識経験者、企業関係者、神戸新聞、行政）
  - ・検討内容 受入れ家庭・大学生の掘り起こし、大学生の結婚に関する分析
- 学生・家庭マッチング体制の構築
- 学生の子育て活動支援事業の実施
 

学生を子育て家庭に派遣し、子育て体験を実施

  - ・受入家庭 80家庭
  - ・派遣大学生 160人（神戸大学、兵庫教育大学等県内大学と連携）
  - ・大学説明会 2回
- ライフプラン形成支援事業の実施
  - ・内 容 学生自身の体験した感想や意識変容等をフォーラムや事例集を活用し、若者目線で広く発信

② 県・大学「地域創生包括連携協定による第2新卒者等の県内定着」（企画県民部） 【600千円】

県と大学の地域創生包括連携協定の枠組みを活用し、大学生等へのライフプランニング教育等を推進

○大学生等のライフプランニング教育

兵庫の経済・地域・家庭を担う人材を確保するため、就職・結婚・子育ての3大ライフイベントを中心とした生涯設計能力やひょうごへの愛着を育むセミナー等を実施

- ・対象大学 地域創生包括連携協定締結大学、就職支援協定締結大学等
- ・開講数 7大学等

### **(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発**

① 悩みを抱える妊婦等の孤立防止対策（健康福祉部） 【519千円】

女性がライフステージ毎に抱える心身の状態に応じて、自身の健康管理、家族計画等を行うため、普及啓発及び総合相談を実施

○ピアサポートルームの開設

若者が気軽に相談できる場を設置し、カウンセリングを実施

○地域思春期保健関係者によるネットワーク会議の開催

### **(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進**

① がん教育総合支援事業（教育委員会） 【1,000千円】

学校教育全体の中でがん教育を推進するため、今後のがん教育のあり方について検討するとともに、がん教育の推進体制を構築

○がん教育に関する協議会の開催

○学校保健関係者に対する研修会の開催

○モデル校の設置 6校（小・中・高各2校）

## **3 子どもたちの生活と学びを支える環境の充実**

### **(1) 地域・家庭と連携したいじめ等問題行動・不登校への対応**

① いじめ防止対策の推進（教育委員会） 【1,838千円】

いじめを許さない環境づくりのため、地域・家庭の支援を得ながら、いじめ防止対策を推進

○兵庫県いじめ対策審議会の開催

○兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の開催

- ・全県ネットワーク会議、地域ネットワーク会議（教育事務所）

○いじめ防止啓発チラシの配布

② **拡** スクールカウンセラー配置事業（教育委員会） 【468,485千円】

いじめ、暴力行為、不登校等の児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を実施

- 配置校数 小学校：134校（政令市を除く）（R2:130校）  
中学校・義務教育学校・中等教育学校：全校配置（政令市を除く）
- 派遣時間 年間210時間

③ 悩み相談体制の構築等の総合支援（教育委員会） 【118,232千円】

学校におけるいじめ、暴力行為、不登校等の問題行動に対処するため、関係機関と連携し、問題発生の未然防止や早期発見・早期対応等に対応できる体制を整備

- いじめ等教育相談の実施
  - ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン
  - ・ひょうごっ子悩み相談（面接相談）
  - ・ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談・通報窓口
- 学校支援チームの設置・派遣
  - 学校だけでは解決困難な事案に対応するため、専門的・多面的な支援を行う「学校支援チーム」を設置し、相談機関と連携しながら、複雑・多様化する課題の解決を実施
  - ・構 成 員 学校関係OB、警察関係OB、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、精神科医等

④ SNSを活用した教育相談体制構築事業（教育委員会） 【31,264千円】

従来の音声通話や面談等における相談に加え児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSによる相談窓口を開設

- 相談体制の整備
  - ・相談期間 通年実施
  - ・相談受付時間 毎日17:00～21:00（4時間）
  - ・相 談 者 原則、児童生徒
- 周知カードの作成
  - SNS相談窓口のQRコード等を印刷したカードを県下全児童・生徒へ配布

⑤ 市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業（教育委員会） 【54,315千円】

児童生徒の置かれた様々な環境の問題により学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を配置

- 配 置 数 全中学校区（政令市・中核市を除く：171中学校区）

⑥ ひょうご不登校対策事業（教育委員会）

【519千円】

不登校児童生徒の未然防止に向けた効果的な取組とともに、不登校支援のあり方等について検討

○不登校対策検討委員会の設置

・委員構成 学識経験者、行政関係者、学校関係者等

○研究協力校

不登校児童生徒の支援のあり方について分析し、効果的な取組を行うための実践研究を実施

⑦ 県立神出学園の運営（企画県民部）

【91,029千円】

共同生活や人・地域とふれあう体験を通じて、自らの進路を見出すことができるよう青少年を支援

○対象者 義務教育を修了した23歳未満で自分の生き方や進路発見を希望する男女

○設置場所 神戸市西区

○定員 80人

⑧ 県立山の学校の運営（企画県民部）

【41,113千円】

森林に囲まれた環境の中で、共同生活並びに人や地域とふれあう体験を通じて、自らの進路を見いだすことができるよう支援

○対象者 義務教育を修了した15歳から21歳未満で自分の生き方や進路発見を希望する男子

○設置場所 宍粟市山崎町

○定員 20人

**(2) 安全・安心な教育環境整備の推進**

① 県立学校長寿命化改修の実施（教育委員会）

【1,500,000千円】

「県立学校施設管理計画」（平成28年3月策定）に基づき、学校施設の長寿命化改修を計画的に実施

② 県立学校トイレ改修の実施（教育委員会）

【2,000,000千円】

各県立学校の普通教室棟を優先してトイレ改修を計画的に実施

③ 県立学校の学習環境の整備・充実の推進（教育委員会）

【1,265,100千円】

県立学校の特別教室への空調設備の設置、体育館等照明のLED化、エレベータ設置等のバリアフリー対策など、学習環境の整備・充実

### (3) ICT等の先進的な学習基盤の整備

#### ① 県立学校学びのイノベーション推進事業（教育委員会） 【544,492千円】

Society5.0時代の教育を支える新しい学習基盤づくりとして整備した各種ICT機器を活用し、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導・支援や、多様な人々と学び合う学習など、学びの質を高める取組に活用

- 整備内容 大型提示装置 高等学校:2,108 教室、特別支援学校:985 教室  
教育用コンピュータ端末 高等学校:16,132 台、特別支援学校:1,567 台、中等教育学校前期課程:121 台

#### ② **新** 県立学校生徒用貸与端末等整備事業（教育委員会） 【545,000千円】

[令和2年度2月経済対策補正]

県立高等学校及び県立特別支援学校高等部等の生徒の学びの保障と教育の機会均等の観点から教育用コンピュータ端末等を整備し、生徒への貸与を実施

- 対象者  
コンピュータ端末 低所得世帯等の生徒  
モバイルルーター 家庭にインターネット環境がない生徒
- 整備台数  
コンピュータ端末 12,000台  
整備台数 500 台

#### ③ STEAM教育（新たな文理融合型教育）の展開（教育委員会） 【18,724千円】

Society5.0時代において問題解決力や創造力を備えた人材を育成する「STEAM教育」を推進するため、モデル校を指定しカリキュラムの検討等を行うとともに、中学・高校教諭に向けた広報を実施

- 中学、高校教諭等を対象とした広報の展開
- STEAM 教育先進国への教員派遣
- モデル校での教育プログラムの開発 等

### (4) 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

#### ① 就学支援の実施（企画県民部・教育委員会） 【15,994,232千円】

家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料に充てるための就学支援金を支給

- 県立・市立高等学校等
  - ・対象者 平成26年度以降に入学した生徒(年収約910万円未満の世帯)
- 専攻科
  - ・対象校 龍野北高等学校看護専攻科・日高高等学校看護専攻科
  - ・支給額 年収270万円未満程度：118,800円(年額)  
年収270万円～380万円程度：59,400円(年額)
- 私立高等学校等

- ・対象者 平成26年度以降に入学した生徒(年収約910万円未満の世帯)
- ・支給額 年収約590万円未満世帯を対象として授業料実質無償化を実施

② **拡** 国公立高等学校における奨学のための給付金の支給(教育委員会) 【1,350,763千円】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給

対象世帯		年間支給額	支給の考え方	
生活保護	全日制・定時制・通信制	32,300円	修学旅行費	
非課税 (年収約270万円 未満世帯)	全日制 定時制	第1子	<b>拡</b> 110,100円	
		第2子以降※	<b>拡</b> 141,700円	
	通信制 専攻科	第1子	<b>拡</b> 48,500円	教科書費、教材費、学用品費、 <b>新</b> オンライン学習通信費
		第2子以降※		

③ 高等学校奨学資金貸与事業(教育委員会)

【一】

修学を奨励し、有為な人材を育成するため、経済的な理由により就学が困難な高校生等に対し奨学資金を貸与

④ 私立高等学校等生徒授業料軽減補助(企画県民部)

【761,175千円】

就学機会を確保するため、国の就学支援金制度に県単独加算を行い、生徒の学費負担者の経済的負担を軽減

○対象生徒

- ・私立高校生(県内校通学者)
- ・私立高校生(隣接府県及び関西圏内校通学者)  
大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県内  
所在校通学者
- ・専修学校及び各種学校(高等課程相当)生徒(県内校通学者)

授業料軽減補助制度の内容

(単位:千円)

階層別の 所得基準	国	県	計
生活保護世帯	396.0 ※全国平均授業料並	12.0	408.0 ※県平均授業料並
年収590万円未満程度			
年収590万円以上730万円未満程度	118.8	100.0	218.8
年収730万円以上910万円未満程度		50.0	168.8

※金額は、県内高校の単価

- ※ 専修学校・各種学校は県内高校の1/2の単価
- ※ 県外高校は県内高校の1/4の単価（相互実施の場合は1/2）

⑤ **拡** 私立高等学校等奨学給付金事業（企画県民部）

【624,775千円】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給

対象世帯			金額 (円/年)	支給の考え方
生活保護			52,600	修学旅行費相当額
年収270万円 未満世帯	第1子	全日制	129,600 (令和2年度:103,500)	教科書費、教材費、 <b>新</b> オンライン学習に必要な通信費、学用品費、通学用品費、校外活動費、入学用品費相当額（ただし通信制は教科書費、教材費、学用品費相当額とする）
		通信制	50,100 (令和2年度:38,100)	
	第2子以降※	全日制	150,000 (令和2年度:138,000)	上記+生徒会費、PTA会費相当額（ただし通信制は教科書費、教材費、学用品費相当額とする）
		通信制	50,100 (令和2年度:38,100)	

※15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

⑥ 私立高等学校等入学資金貸付事業（企画県民部）

【27,566千円】

私立高等学校及び私立専修学校高等課程に入学する生徒で、経済的理由から入学資金の支弁が一時困難な者に対し、入学資金を貸し付けることにより、入学時の負担の軽減を実施

**(5) 地域の教育力の向上**

① **拡** こどもの館の運営（企画県民部）

【113,293千円】

遊びや創作活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て支援機関や団体の活動の全県中核拠点として、多彩な事業を展開

**新** こどもの館の夢プロジェクト(リニューアルオープン記念事業)の実施

令和3年8月リニューアルオープンにあわせ、新しくなったこどもの館を広く県民に周知し、さらなる利用促進を図るため、記念イベントを実施

- ・時期 令和3年8月
- ・場所 こどもの館全館
- ・参加者 3,000人程度
- ・内容

高校生によるコーラス、演劇、小中学生の吹奏、バレエ、人形劇 等

- ② **こどもの館子育てふれあい事業（企画県民部）** **【2,209千円】**  
地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、高校生や特別支援学校生等が参加し、世代や地域を越えて交流する多様な体験事業を実施
- ③ **拡** **子どもの冒険ひろば事業の推進（企画県民部）** **【27,449千円】**  
地域ぐるみの子育てを推進するため、身近な地域の大人が子どもたちを見守り、安心して自由に遊べる場づくりを推進するとともに、課題を抱える青少年の居場所づくりを支援  
○「子どもの冒険ひろば」の運営団体への支援  
・助成額 400千円/団体  
・助成団体数 43団体程度  
○**新**安全研修の実施（10回）  
○**新**課題を抱えた青少年の居場所を提供する子どもの冒険ひろばへの支援  
課題を抱える青少年に居場所を提供する運営者に対し、受入に要する経費の一部を助成するとともに、地域活動コーディネーターを派遣し、運営を支援  
・助成額 40千円/団体  
・助成団体数 20団体
- ④ **拡** **子ども伝統文化わくわく体験教室（企画県民部）** **【11,120千円】**  
県域文化団体が講師を派遣し、学校において子どもたちが生活に根づいた伝統文化を体験する事業を支援（令和3年度は指導動画を作成）  
○対象 小・中・高 70校  
○対象事業 いけばな・茶道・書道・邦楽・日本舞踊・能楽
- ⑤ **ピッコロわくわくステージ（企画県民部）** **【16,016千円】**  
県内の中学生を対象に、希望する学校に対してピッコロシアター大ホールにおいて、ピッコロ劇団の公演を実施  
○対象 県内の中学校 40校  
○公演回数（1公演2校参加） 20公演
- ⑥ **新** **青少年リモートレッスン人材育成事業（企画県民部）** **【1,440千円】**  
県域文化団体やバンク登録の芸術家が中高生を対象として、学校においてリモートで専門的なレッスンを受ける機会を提供（予定件数：40件）



⑦ 環境体験事業（教育委員会）

【86,907千円】

生涯にわたる人間形成の基礎がつけかわれる小学校低学年において、自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施

- 対象 全公立小学校、義務教育学校前期課程3年生等
- 実施回数 年間3回以上

⑧ 自然学校推進事業（教育委員会）

【345,719千円】

豊かな自然の中で心身ともに調和のとれた子どもを育成するため、人や自然とふれあう様々な活動を実施

- 対象 全公立小学校、義務教育学校前期課程5年生等
- 期間 4泊5日以上

⑨ 尼崎の森中央緑地での子育て支援型公園の展開（県土整備部）

【15,400千円】

未来を担う子ども達が、100年をかけて生物多様性の森づくりを進める尼崎の森中央緑地の自然から多くのことが学べるよう、各年代に応じたプログラムを提供し、子ども達の成長を支援

⑩ ひょうごの景観ビューポイント150選の周知（県土整備部）

【623千円】

H31年2月に選定した兵庫の素晴らしい景観を見ることができる絶好の場所「ひょうごの景観ビューポイント150選」について、R2年度に紹介冊子を小中高等学校に配布。

次代を担う若い世代へ更なる周知、子供達の居住地への愛着心を培うため、小中学生を対象にした出前講座の実施

- 対象 県内公立小中学校（1校以上／県民局）
- 内容 ひょうごの景観ビューポイント150選の説明、SNSを活用した情報発信の紹介、SNS活用のきっかけづくり

## 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### (1) 県民意識の高揚

① 青少年を守り育てる県民スクラム運動（企画県民部）

【744千円】

地域、学校、行政、保護者等が一体となり、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図り、青少年及び大人自身の規範意識を醸成

- 青少年育成スクラム会議  
関係機関、団体、業界の参画により、少年非行への対応等について協議

○地域における教育機能の充実

大人自身が社会のルールを守り、モラルの向上を図るためのキャンペーン

○地域ぐるみの実践活動の推進

補導委員等を対象に、補導活動の実践に役立てるための研修会を開催

○業界と連携した非行防止活動の推進

青少年問題に関係の深い業界にその社会的責任の自覚を促し、業界ぐるみでの積極的な青少年健全育成のための活動を促進

## **(2) インターネット等の利用対策の推進**

### ① インターネット依存等防止対策の推進（企画県民部）

【488千円】

青少年のインターネット利用対策戦略会議を開催し、有害情報から青少年を保護する方策の検討、条例改正の義務履行の徹底

○青少年のインターネット利用対策戦略会議の開催、啓発資料の作成

### ② **新** 青少年の安全安心なインターネット利用推進事業（企画県民部）【4,280千円】

増加する SNS による犯罪被害やネット依存への対策として、青少年が主体的にインターネット利用の対策等について考える取組や家庭におけるルールづくりを支援

○ワークショップの開催支援

・対象経費 中学生及びその親がルールの必要性や対策等を考えるワークショップを実施するために要する経費

・補助上限額 実施校数に応じて、1市町あたり 100 千円

・補助率 1/2

○家庭での効果的なルールづくりを進めるための啓発資料の作成・配布

・配布対象 県内全小学生、各市町教育委員会、青少年補導センター 等

・配布時期 7月

## **(3) 大麻等違法薬物対策の実施**

### ① 薬物乱用防止対策啓発事業（健康福祉部）

【1,222千円】

薬物乱用防止対策を総合的に推進するため、関係機関との緊密な連携の下、薬物乱用を許さない社会づくりを推進し、危険性を訴え、薬物を拒絶する規範意識の向上に向けて、薬物乱用防止指導員協議会が行う啓発活動を支援

### ② 危険ドラッグ対策事業（健康福祉部）

【3,472千円】

平成26年に制定した「薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ店舗等の取締り、啓発活動を実施

## II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

### 1 出会い・結婚支援

#### (1) 出会いの機会の創出

##### ① **拡** 出会い・結婚支援事業の推進（企画県民部） 【115,852千円】

進行する未婚化・晩婚化に対して、出会いイベント・個別お見合い紹介等を通じて独身男女の出会い・結婚を支援

##### ○個別お見合い紹介事業の実施（90,616千円）

県内10箇所の地域出会いサポートセンター及びひょうご出会いサポート東京センターにおいて、1対1の個別お見合いを希望する独身男女の引き合わせ等を実施

- ・会員数 3,168人（令和2年11月末現在）
- ・登録料 5,000円/年（20代会員は3,000円/年）

##### ○出会いイベント（8,246千円）

登録した団体会員・個人会員等を対象に出会いイベントを実施

- ・会員数 団体会員174団体、協賛団体210団体、  
個人会員4,469人（令和2年11月末現在）

##### ○スマホ婚活システムの構築（891千円）

自宅から会員登録の書類のアップロードができるようスマホ婚活システムを改修

##### ○民間婚活事業者との連携強化（6,550千円）

大手民間婚活事業者との連携により、民間ノウハウ取得による相談員のレベル向上、20歳代の会員獲得等の機能を強化

##### ・**新**民間連携出会いイベントの開催

大手民間婚活事業者と連携し、県内、県外に向け各種イベントを開催

（内容） 県内向けイベント、県外向けイベント、県外向けオンラインイベント

（参加者） 出会いサポートセンター会員、民間婚活事業者会員、兵庫県に興味がある方等

##### ・**新**民間連携出会い支援PR事業の実施

（内容） 入会PR動画・婚活レッスン動画の作成

##### ○広報PR強化（1,164千円）

会員数の拡大を図るため、各種メディアを活用し、出会いサポートセンターの取組を周知

- ・「LINE」の活用
- ・ターゲティング広告（検索連動型広告）

##### ○結婚力アップセミナーの実施（960千円）

企業や団体等の男性社員等を対象に、恋愛力・結婚力を向上させるため、身だしなみ、交際マナー、結婚に向けた資金計画などを内容とするセミナーを実施

- ・開催回数 10回

- 若者向けライフプランセミナーの実施（970 千円）
  - 大学生等を対象に、未婚化・晩婚化の現状、出産適齢期、結婚して家庭を持つことのすばらしさ等への理解を深めるセミナーを実施
- このとり大使の支援（1,486 千円）
  - ・このとり大使（361 人）による縁結び交流会の実施
  - ・出会いイベント等における個別お見合い会員登録の斡旋
- 新**出会いサポートセンター職員県内企業プロモーション事業（4,969 千円）
  - センター職員が直接企業訪問を行うことにより、会員勧誘を実施
  - ・訪問企業数 300 社

## ② U J I 出会いサポート東京センター事業の推進（企画県民部） 【13,646千円】

ひょうご出会いサポート東京センターを拠点とし、県内と関東近郊在住の独身男女の結婚を支援し、関東近郊在住者の本県への移住を促進

- ひょうご出会いサポート東京センター
  - ・設置場所 日本ビル 3 階（東京都千代田区）
  - ・移 転 後 東京都千代田区平河町2-6-3  
都道府県会館 県東京事務所内
  - ・開 所 日 週 4 日（火、水、金、土）
  - ・開所時間 10:15～18:30
  - ・業務内容 会員登録・閲覧、個別お見合いの実施、広報活動 等
  - ・会員要件 20歳以上の独身者（兵庫県への移住に興味のある方等）
  - ・会 員 数 67人（令和2年11月末現在）

## (2) 企業・団体・大学等の取組支援

- ① 出会い・結婚支援事業の推進〔再掲〕（企画県民部） 【115,852千円】

## (3) 結婚の希望を応援する機運の醸成

- ① 出会い・結婚支援事業の推進〔再掲〕（企画県民部） 【115,852千円】

## 2 結婚を応援する経済的支援策の充実

### (1) 結婚が見通せる経済的基盤づくり支援

- ① 若者しごと倶楽部運営事業〔再掲〕（産業労働部） 【8,266千円】

- ② ニート就労支援ネットワーク事業〔再掲〕（産業労働部） 【1,337千円】

## (2) 新婚世帯への住宅・定住支援

- ① **拡** 結婚に伴う新生活の支援（健康福祉部） 【54,840千円】

経済的理由で結婚に踏み出せない新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する市町に対して補助を実施

- 実施主体 市町
- 拡**対象世帯 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯
- 対象経費 新居の住居費、引越費用 等
- 補助上限額 1世帯当たり300千円
- 負担割合 県1/2、市町1/2

- ② 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進〔再掲〕（県土整備部） 【3,710千円】

- ③ ひょうご住まいサポートセンターの運営〔再掲〕（県土整備部） 【24,508千円】

## (3) 奨学金等返済への支援

- ① 中小企業就業者確保支援事業（兵庫型奨学金返済支援制度）（産業労働部） 【37,398千円】

県内中小企業の人材確保を図るとともに、若者の県内就職及び定着を促進するため、従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける県内中小企業を支援

- 補助対象 本社が県内にある中小企業  
京都府就労・奨学金返済一体型支援事業を実施する企業の県内事業所
- 支援対象 上記企業に勤める者で、以下の要件を全て満たすもの
  - ・正社員
  - ・30歳未満（申請年度末時点で29歳以下）
  - ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
  - ・申請時点で県内事業所に勤務する者
  - ・申請時点で当該企業就職後5年以内の者
- 支援期間 対象者1人につき最長5年間
- 補助率 奨学金年間返済額の1/3、企業支給額の1/2（上限：6万円/年）  
※政令市・中核市内に居住・勤務の場合：県1/9、政令市・中核市2/9
- 実施方法 （一財）兵庫県雇用開発協会で実施

② 社会福祉法人等就業者確保支援事業（健康福祉部）

【5,181千円】

県内の社会福祉法人等における若手職員の人材確保と定着を促進するため、若手職員の奨学金返済支援制度を有する法人に対し、負担額の一部を補助するとともに、法人における奨学金返済支援制度の導入を促進

### 3 不妊に悩む方への支援の充実

#### (1) 不妊治療等への支援

① **拡** 特定不妊治療費助成事業（健康福祉部）

【1,857,554千円】

不妊治療に要する経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の特定不妊治療に要する経費を助成

- 対象者 事実婚を含む夫婦で体外受精又は顕微授精を受けた者
- 所得制限 なし
- 対象経費 指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療費
- 助成額 上限300千円/回  
 （凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の場合：上限100千円/回）  
 男性不妊治療（条件あり） 上限300千円/回

特定不妊治療費助成一覧

区 分	国 制 度
対 象 者 (所得制限)	なし
助 成 額 (1回につき)	上限300千円 (凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の場合：100千円)
	男性不妊治療 上限300千円（凍結胚移植を除く）
年 齢	治療開始時の妻の年齢が43歳未満
通 算 助成回数 (1子ごと)	40歳未満 : 6回まで 40歳以上43歳未満 : 3回まで ※年齢は初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢
備 考	通算助成回数は、平成29年度までに助成を受けた回数を含む

② **新** 不妊治療ペア検査助成事業の実施（健康福祉部）

【8,050千円】

早期に夫婦で受診・検査を行うことにより不妊の原因を発見し、効果的な治療へ繋げるため、不妊治療の入り口となる検査費用を助成

- 事業主体 市町
- 対象者 以下の要件を全て満たす者



県内在住の夫婦（事実婚を含む）  
初診日における妻の年齢が43歳未満  
夫婦そろって受診した者

- 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
- 対象経費 保険適用外の不妊治療にかかる検査費用
- 助成回数 1組1回限り
- 助成額 検査費用の7/10
- 負担割合 県1/2、市町1/2

### ③ **拡** 不妊症の治療支援（健康福祉部）

【16,600千円】

認知度が低く、経済的な負担が大きい不妊症の早期受診・治療の促進及び経済的負担を軽減するため、新たに実施される国の補助事業も活用し、不妊症検査費用等に関する経費を助成

#### ア **新** 不妊症検査費用助成事業【国補助事業】（7,500千円）

- 実施主体 県、政令市・中核市
- 対象 保険適用外の不妊症の検査
- 助成額 50千円/回（上限）
- 負担割合 国1/2、県、政令市・中核市1/2

#### イ 不妊症治療支援事業【県単事業】（9,100千円）

- 実施主体 市町（政令市・中核市含む）
- 対象 保険適用外の不妊症の検査や治療費
- 助成額 検査費の7/10・治療費の1/2
- 負担割合 県1/2、市町1/2

## (2) 専門相談窓口の整備・支援

### ① 不妊専門相談事業（健康福祉部）

【1,889千円】

不妊治療に関する相談に加え、思春期の性感染症による不妊予防や不妊治療後の課題、不妊症、男性不妊等、幅広く対応できる総合相談事業を実施

#### ○不妊・不妊専門相談

- ・電話相談 毎月第1、3土曜日（10：00～16：00） 担当：助産師
- ・面接相談 第2土曜日（14:00～17:00） 担当：助産師  
第1火曜日（14:00～15:00）又は第4水曜日（14:00～17:00） 担当：医師
- ・実施場所 県立男女共同参画センター又は兵庫医科大学病院内

#### ○男性不妊専門相談

- ・面接相談 毎月第1水曜日（15:00～17:00） 担当：医師  
第2土曜日（14:00～17:00） 担当：助産師

## 4 妊産婦・乳幼児に関する医療体制の充実

### (1) 周産期医療体制の整備

- ① 周産期母子医療センター運営費補助事業（健康福祉部） 【276,301千円】  
周産期母子医療センターの運営費の一部を助成することにより、診療機能の充実や、医師・看護師等の確保や処遇改善等を行い、周産期母子医療センターの体制を強化させ、県民が安心してお産ができる医療体制を整備
- ② 周産期医療協力病院支援事業（健康福祉部） 【1,000千円】  
県が認定した「兵庫県周産期医療システムにおける協力病院」に対し、病院の運営に必要な経費の補助を行うことで、協力病院を確保し、周産期医療体制を維持・強化  
○対象施設数 1施設
- ③ 産科医等育成・確保支援事業（健康福祉部） 【47,600千円】  
分娩手当等または研修医手当等を支給する分娩施設に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇を改善しその確保を図り、県民が安心してお産できる産科医療体制を確保
- ④ 特定専門医研修資金貸与事業（健康福祉部） 【12,000千円】  
産科医・小児科医等を目指す専攻医を対象に研修資金を貸与することで、専門医取得を支援するとともに、専門医取得後は医師確保が困難な医療機関へ派遣することにより、医療提供体制を確保
- ⑤ 周産期医療搬送調整拠点設置事業（健康福祉部） 【14,812千円】  
ハイリスク妊産婦の転院搬送の必要が生じた際に、産科病床の空き状況を一元管理および受入調整を効率的に行うコーディネーターを新たに設置することで、安心・安全な周産期医療提供体制を整備
- ⑥ 院内助産・助産師外来設置促進支援事業（健康福祉部） 【6,500千円】  
院内助産体制構築の支援を行い、院内助産・助産師外来の設置を促進することで、県民が安心・安全にお産ができる周産期医療体制を維持・充実



## (2) 小児医療の確保・充実

- ① 小児救急医療相談体制の整備（健康福祉部） 【98,110千円】  
家族からの電話相談を受け、受診の必要性や応急処置をアドバイスするとともに、症状に応じ適切な医療機関の紹介を行う相談体制を整備  
○県内全域を対象とした子ども医療電話相談（#8000）の翌朝までの運営  
○地域における相談窓口の設置
- ② 特定専門医研修資金貸与事業（健康福祉部）〔再掲〕 【12,000千円】
- ③ 新生児担当小児科医師確保支援事業（健康福祉部） 【2,000千円】  
新生児を担当する医師に対する手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行うことで、新生児担当医の処遇改善・確保を図り、県民が安心してお産できる産科医療体制を確保

## (3) 小児慢性特定疾病対策の推進

- ① 小児慢性特定疾病医療費（健康福祉部） 【511,242千円】  
原因が不明で治療法が確立していない小児慢性疾病については、治療が極めて困難で、医療費も高額であることから、医療保険制度の自己負担分を公費負担し、患者及び家族の負担を軽減
- ② 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（健康福祉部） 【410千円】  
慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とし、多様な悩みや不安等を抱える小児慢性特定疾病患者の健全育成及び自立を支援

## (4) 母子感染予防対策

- ① 母子感染予防対策（健康福祉部） 【45千円】  
B型肝炎、H I V等の母体から新生児への感染を防ぐため、妊婦健診等で感染症検査の実施を推進
- ② 風しん抗体検査費用助成の実施（健康福祉部） 【25,062千円】  
先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性やその同居家族等を対象に抗体検査費用を助成  
○対象者 妊娠を希望する女性及びその同居家族、妊婦の同居家族  
○予定件数 3,691人  
○補助上限額 6,790円妊娠期から寄り添う子育て支援の充実

## 5 妊娠期から寄り添う子育て支援の充実

### (1) 悩みを抱える妊産婦等の孤立防止支援

#### ① 子育て世代包括支援センターの設置促進（健康福祉部） 【277,913千円】

妊娠期から子育て期の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して、切れ目のない支援を実施（母子保健法の改正により、各市町において子育て世代包括支援センターを設置することが努力義務化（H29.4.1 施行））

○利用者支援事業の推進（277,797 千円）

- ・実施箇所数 母子保健型 60 箇所  
基本型 34 箇所  
特定型 23 箇所

・負担割合 国 1/3、県 1/3、市町 1/3

○妊娠・出産包括支援推進事業（116 千円）

- ・妊娠・出産包括支援連絡会議の開催

#### ② 悩みを抱える妊婦等の孤立防止対策〔再掲〕（健康福祉部） 【519千円】

#### ③ **拡** 妊娠SOS相談事業（健康福祉部） 【12,675千円】

身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等に、安全な場所でリアルタイムな相談を提供するため、24時間365日体制で相談を実施

○妊娠・出産・子育てに悩む若年妊婦等への相談支援

- ・実施方法：電話、SNS、面談による相談、同行受診支援等
- ・対応者：助産師、保健師
- ・内容：妊娠・出産・育児に関する困りごと相談
- ・負担割合：国1/2、県1/4、神戸市1/4
- ・実施方法：一般社団法人へ委託

○ネットワーク構築のための運営会議の開催

相談後の医療機関や行政と連携・協力した継続的な支援体制を構築

- ・構成員：県医師会、県助産師会、行政（県・市町）、学識経験者等

### (2) 妊娠期からの子育て支援の充実

#### ① 女性医師等再就業支援事業（健康福祉部） 【3,006千円】

結婚・出産・介護等で離職・退職した女性医師等を対象に、復職のための相談窓口の設置、大学病院での臨床研修や学術研究等に係る復職支援プログラムを実施す

ることで、女性医師等のスムーズな復帰を実現

○実施団体 県医師会、神戸大学病院

② 地域の出産を支える助産師の資質向上（健康福祉部）

【7,207千円】

産前産後の切れ目のない妊産婦を支援する助産師の技術向上、医師との連携についての研修等を実施

○助産師資質向上研修支援事業

地域における安全、安心、快適なお産の場を提供するため、助産師の実践能力を強化する研修等を実施

○助産師活用促進事業

今後の助産師支援のあり方について検討を行い、本県における出向制度の確立に向けた支援を実施

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康福祉部）【58,548千円】

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境及び母子の状況を把握、養育についての相談に応じ助言や子育て支援情報等を提供するとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を実施

④ 養育支援訪問事業（健康福祉部）

【32,887千円】

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる場合や、保護者に監護させることが不相当であると認められる場合等に、必要な相談、指導、助言等を行うことにより、家庭での養育が適切に行われるよう支援

⑤ **新** 乳児家庭全戸訪問事業等におけるICT化推進事業（健康福祉部）【88,000千円】

[令和2年度2月経済対策補正]

利用者情報の管理や、オンラインを活用した相談支援、会議、研修受講に必要なICT機器の導入等の環境整備を支援

○実施主体 市町

○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

○箇所数 526箇所

○対象事業 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業

○基準額 500千円/箇所

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町あたり

### (3) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

#### ① 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止（産業労働部）

【－】

職場においてマタニティハラスメントやパタニティハラスメントをはじめとした妊娠・出産・育児等を理由とする不利益取り扱いが起ることの無いよう、労働局と連携し、あらゆるハラスメントを予防するための普及啓発や周知を実施

### (4) 健康な体づくり（食育の推進、歯と口腔の健康づくり）

#### ① 学校教育活動全体で行う食育の推進（教育委員会）

【683千円】

学校の教育活動全体を通じた食育を実践するため、学校給食・食育支援センター等と連携しながら、より充実した食育の推進

- 「食育ハンドブック」等活用推進委員会の設置
- 食育実践推進に関する有識者会議の開催
- 学校給食衛生管理推進研修会の開催

#### ② 妊産婦期から始める子どものむし歯予防事業（健康福祉部）

【121千円】

市町の妊婦歯科健診の受診率向上と産まれてくる子どものむし歯予防を推進

- 妊婦歯科健診受診率向上及び内容の充実に向けた検討
- 指導用リーフレットの作成

### (5) 受動喫煙対策等の推進

#### ① 受動喫煙対策等推進事業（健康福祉部）

【7,393千円】

受動喫煙の防止等に関する条例及び健康増進法を踏まえ、喫煙による健康被害の防止を啓発するとともに、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすい子どもの喫煙防止や、子どもや妊婦の受動喫煙防止等について一層の理解を促すほか、受動喫煙対策に関する相談支援と啓発を実施するなど、受動喫煙のない快適な生活環境づくりを推進

- 条例の普及啓発の推進
- 相談・指導体制の充実
  - ・受動喫煙対策支援員等の配置
  - ・条例の遵守に向けた施設への改善指導等

## III 幼児教育・保育と子育て支援

### 1 保育の受け皿の拡大

#### (1) 保育所、認定こども園の整備

##### ① 保育所緊急整備事業（健康福祉部）

【17,015千円】

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境改善などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助

○整備予定数 1箇所（1市）

○負担割合 子育て安心プランによる財政支援対象市町 国2/3、市町1/12、事業者1/4  
上記以外の市町 国1/2、市町1/4、事業者1/4

##### ② 賃貸物件による保育所等整備支援事業（健康福祉部）

【5,207千円】

定員拡大に向けた、駅前等における賃貸による保育所等の整備を支援

○事業主体 市町

○対象施設 民間保育所、認定こども園、地域型保育事業

○補助要件 賃貸物件を活用し、施設の新設等により定員を拡大する保育所、認定こども園、地域型保育事業であって、建物質料が賃料加算の額の1.5倍を超え、3倍以下である施設

○対象経費 賃料加算額を1.5倍にした額と建物質料の差額

○負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

##### ③ 保育所等用地取得に関する利子負担軽減事業（健康福祉部）

【5,495千円】

用地を取得して施設を整備する保育所に対して用地取得に係る利子負担の一部を補助

○事業主体 市町

○対象施設 保育所等の新增設で定数を5人以上拡大するもので、用地取得にあたり福祉医療機構から借入を行うもの

○対象経費 借入期間中の利子総額

○負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

○件数 1件

##### ④ 認定こども園整備事業（健康福祉部）

【865,372千円】

保護者の就労等の状況に関わらず教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援の機能を持つ認定こども園の施設設備に要する費用の一部を補助

○整備予定数 23箇所（9市町）

○負担割合 国（又は基金）1/2、市町1/4、事業者1/4

⑤ 認定こども園整備等促進事業（健康福祉部）

【42,495千円】

保育所及び幼稚園が、認定こども園に移行する際に実施する施設整備等に対し、国庫補助の対象外となる施設の拡充に要する経費及び必要となる準備経費の一部を支援することにより、認定こども園の普及を促進

○認定こども園施設整備補助（18,495千円）

- ・箇所数 3箇所
- ・負担割合 県1/2、事業者1/2
- ・実施主体 幼稚園型認定こども園を整備する私立幼稚園  
保育所型認定こども園を整備する民間保育所  
幼保連携型認定こども園を整備する私立幼稚園、民間保育所

○移行促進補助（24,000千円）

- ・箇所数 30箇所
- ・負担割合 私立幼稚園 国1/2、事業者1/2  
民間保育所 県1/2、事業者1/2

⑥ 子どものための教育・保育給付費県費負担金（健康福祉部）【29,348,704千円】

幼児期の学校教育、保育を総合的に推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を利用する子どもに対する財政支援である「施設型給付」・「地域型保育給付」を市町に支弁

○実施主体 市町

○負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4（一部 県1/2、市町1/2）

○給付額 公定価格から利用者負担額を減じた額

○幼児教育の無償化

令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に要する費用の一部を負担

## (2) 多様な受け皿の確保

① 企業主導型保育事業の促進（健康福祉部）

【43,336千円】

従業員の多彩な働き方に対応した保育サービスを提供する企業主導型保育事業の整備や運営の充実を図るとともに地域枠の拡大を促進

○企業主導型保育事業推進窓口の設置等

県内に推進窓口を設置するとともに、企業向けセミナーを開催することで、企業主導型保育事業を推進

- ・設置場所 健康福祉部内
- ・業務内容 開設・運営に関する相談、助成額の試算支援、  
先行事例の横展開、運営ノウハウ等のセミナーの開催（2回）

○企業主導型保育事業促進事業

新たに地域枠定員を2人以上設け、地域の保育が必要な子どもを受け入れる企

### 業主導型保育事業を支援

- ・実施主体 市町
- ・補助要件 新たに地域枠定員 2 人以上を設けること
- ・対象経費 保育上必要となる備品  
(小型遊具、絵本、フロアマット、ロッカー等の保育用品)
- ・補助単価 200千円/人(上限10人)
- ・対象施設 50施設
- ・負担割合 県2/5、市町2/5、事業者1/5

## **(3) 既存の保育資源を活用した受入支援**

### ① 保育定員弾力化緊急支援事業（健康福祉部）

【20,000千円】

既存施設の定員の弾力化により受入人員の拡大を図るため、受入に要する保育用品の購入経費及び保育の質を確保するための保育士等の研修費用を支援

- 事業主体 市町（新子育て安心プラン採択市町に限る。）
- 対象施設 民間認可保育所、民間認定こども園
- 補助要件 定員の弾力運用で2・3号認定児童※の受入人員を前年度と比較して年度平均在所数で2人以上拡大した場合  
※保育を必要とする0～2歳児（3号）、3～5歳児（2号）
- 対象経費 ①小型遊具、絵本、フロアマット、ロッカー等の保育用品購入費、  
②保育士等の研修費用
- 補助単価 200千円/人(上限10人)(ただし、②は100千円を上限)
- 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3
- 実施箇所数 14施設
- 事業期間 令和6年度末まで

### ② 保育定員の拡大に伴う保育環境改善事業（健康福祉部）

【20,000千円】

既存施設を活用した保育定員の拡大を図るため、子どもの受入れ環境改善に要する遊具の更新経費などを支援

- 事業主体 市町
- 対象施設 民間保育所、保育所型認定こども園
- 補助要件 定員を5人以上拡大する場合
- 対象経費 遊具等の備品や保育環境の維持・向上に必要な施設整備に係る経費
- 補助基準額 2,000千円/園
- 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3



## 2 保育人材の確保

### (1) 新規資格取得支援の実施

#### ① 保育人材確保対策貸付事業費補助（健康福祉部）

【－】

保育士資格保有者の拡大と復職支援を進めるため、保育士資格取得を目指す学生への修学資金の貸付や、保育士資格取得を目指す保育補助者を雇用する施設への雇上経費の貸付、再就職する保育士への就職準備金や未就学児に係る保育料の貸付を行うための原資を助成（実施主体への事業費補助はH28年度実施済み）

○実施主体 （公社）兵庫県保育協会

○貸付内容

区分	保育補助者雇上費貸付	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付	就職準備金貸付	保育士修学資金貸付	未就学児を持つ保育士への預かり支援利用料の一部貸付
対象経費	保育士資格取得を目指す保育補助者の雇用に要する費用	新たに就職する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料等	潜在保育士の復職が決定した際の就職準備資金	経済的状況等から貸付が必要で、学業優秀な者として、指定保育士養成施設の推薦を受けた学生の修学に要する費用	勤務時間の都合で利用する預かり支援に関する事業（ファミリー・サポート事業、ベビーシッター派遣事業等）の利用料
上限額	年295万3千円（一定の要件を満たす保育所等では221万5千円以内を加算）	保育料の1/2（月額2万7千円以内）	40万円以内	入学準備金 20万円 授業料等 5万円 就職準備金 20万円	利用料金の半額（年額12万3千円以内）
貸付期間	3年間	1年間	1回限り	2年間	2年間
返還免除要件	保育補助者が3年間で保育士資格を取得	県内の保育所等で2年間就業	県内の保育所等で2年間就業	保育士資格を取得後、県内の保育所等で5年間就業	県内の保育所等で2年間就業

#### ② 保育教諭確保のための資格取得支援（健康福祉部）

【15,850千円】

幼保連携型認定こども園で働くために必要な資格（幼稚園教諭免許や保育士資格）の取得を支援するため、養成施設受講料及び代替職員雇上費用等を助成

○補助額 養成施設受講料 上限100千円

代替職員雇上費用 7,000円/日

幼稚園教諭免許状更新費用 上限100千円



## (2) 就業継続支援の実施

### ① 保育体制強化事業（健康福祉部）

【60,122千円】

保育に関する周辺業務や児童の園外活動時の安全管理に地域の多様な人材を活用し、保育士の業務負担を軽減

- 対象施設 保育所
- 実施主体 市町
- 補助対象
  - ・ 保育支援者の配置 100千円／月
  - ・ 園外活動時の見守り 45千円／月
- 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4
- 実施箇所数 225施設

### ② 保育士キャリアアップ研修事業（健康福祉部）

【8,699千円】

保育士等の追加的な処遇改善の要件となる保育技能の向上に向けた専門的研修を実施し、習得する技能に応じた施設型給付等（前掲）のキャリアアップが図れる仕組みの構築に取り組むことで、保育の質向上と保育士の離職防止を促進

- 実施内容
  - ・ 乳児保育等8分野について、県と市町で役割分担のうえ実施
    - 〔 県4分野、市町4分野 ※政令・中核市を除く  
県：①障害児保育、②食育・アレルギー対応、③マネジメント、④保育実践  
市町：⑤乳児保育、⑥幼児教育、⑦保健衛生・安全対策、⑧保護者支援・子育て支援 〕
  - ・ 県実施分については、3分野（①～③）2回（250人／回）を実施  
※1分野（④）は「潜在保育士復職支援研修」として実施

### ③ 保育の質向上のための処遇改善（健康福祉部）

【32,478千円】

保育人材の確保と職員の定着を支援し、保育の質の向上を図るため、公定価格の対象外となる保育所等の職員も、経験年数概ね3年以上の技能・経験の水準の者を対象とする処遇改善を受けられるよう支援

- 対象施設 公定価格の基準以上に職員を配置している民間保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園（政令・中核市域除く）
- 補助額 （1施設あたり）月5千円×1/2×単独加配職員の8/15の人数分
- 負担割合 県10/10

### ④ 兵庫県病児保育士処遇改善事業（健康福祉部）

【4,920千円】

病児保育事業における保育士の確保と専門性の強化を図り、働きながら安心して子育てできる環境整備を支援するため、病児保育に関する研修を受講した保育士がいる施設の処遇改善を支援

- 事業主体 市町
- 対象施設 病児対応型・病後児対応型病児保育施設（国庫事業）又は診療所型

- 小規模病児保育施設（県単独事業）
- 補助要件 施設に病児保育に関する一定の研修を受講した保育士がいること  
施設が保育士に対して給与の増額等処遇改善を行っていること  
市町による処遇改善事業が実施されていること
  - 補助基準額 1施設あたり年額120千円（上限）
  - 負担割合 県1/2、市町1/2

### **(3) 離職者の再就職支援の実施**

#### **① 潜在保育士復職支援研修（健康福祉部） 【3,915千円】**

潜在保育士の再就職において障害となっている保育士の不安感を取り除くために  
学科や実習を盛り込んだ研修を実施

- 実施地域 保育を必要とする児童が多い地域
- 研修日数 1地域あたり6日間（座学4日、実習2日）程度
- 受講日数 1地域あたり30人程度

#### **② 保育士・保育所支援センター開設等事業（健康福祉部） 【16,213千円】**

保育士の専門性向上と質の高い人材の安定確保に向け、潜在保育士の就職や活用  
支援等を行うため、保育士・保育所支援センターを運営

- 実施主体 （公社）兵庫県保育協会
- 設置場所 兵庫県福祉センター内
- 実施内容 保育士等人材バンクの運営  
民間保育所就職フェアの開催  
保育士登録名簿を活用した就職支援  
OB・OG保育士を活用した保育士確保

#### **③ 保育士人材確保研修事業（健康福祉部） 【1,056千円】**

保育士養成施設の学生等を対象にした保育士の人材確保及び就業継続支援を目的  
とした研修を実施することにより、不足している保育士人材の確保を図ることによ  
り、保育の質の向上に寄与

## **3 保育の質の確保**

### **(1) 保育士等の資質・専門性の向上**

#### **① 認定こども園・保育所等ホットライン（健康福祉部） 【3,802千円】**

認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相  
談の県内一律の電話相談システムを運営

- 開設時間 9:00～17:00（開庁日）
- 電話番号 #7350（保育のなやみごとゼロ）

**② 保育実習充実支援事業の推進（健康福祉部） 【445千円】**

指定保育士養成施設の学生が履修する保育実習の質を確保するため、令和元年度作成した統一的な受入手引きを用いて保育所等の保育実習担当者を対象とする研修を実施

- 保育実習指導者育成研修の実施
  - ・対象者 県内保育施設職員
  - ・回数 250人／回×3回
  - ・実施方法 （公社）兵庫県保育協会へ補助

**③ 特色ある保育の推進（健康福祉部） 【2,268千円】**

保育の質向上に積極的に取り組む民間保育所を表彰し、保育の質を向上

- 保育大会の開催
  - ・開催場所 丹波篠山市
  - ・開催時期 令和3年10月30日
  - ・参加人数 約800人
- 創意工夫保育賞の授与
  - 特色ある保育に取り組んでいる保育所等について選考を行い、創意工夫保育賞を授与（1～2箇所程度）
- 特色ある保育の取組の普及
  - 創意工夫対象に選ばれた取組を全県に広めるため、啓発冊子を作成し、各保育所等に配布
  - ・作成部数 5,000部

**④ 認定こども園園長研修等の実施（健康福祉部） 【2,022千円】**

県独自の園長認定制度に伴う園長資格に必要となる研修及び主幹保育教諭等の質向上のための研修を実施

- 園長研修
  - ・対象者 認定こども園の園長または園長就任予定者
  - ・期間 5日間（30時間）程度
- 主幹保育教諭研修
  - ・対象者 認定こども園の主幹保育教諭等
  - ・期間 1日（6時間）程度

**⑤ 助産師等を活用した保育従事者の質の向上のための研修事業（健康福祉部） 【227千円】**

助産師や保健師等子育て支援を提供する者に対し、親子への対応等について、専

門家による研修を実施し、専門的知識の向上とネットワーク形成を促進

⑥ ひょうご保育士等キャリアパス総合促進事業（健康福祉部） 【10,976千円】

保育の質の確保のため、保育士等のキャリアアップ及び質の向上に対するモチベーションの向上を図るとともに、全ての保育士等が十分に研修を受講できる環境を整備

○ひょうご乳幼児教育・保育マイスターの養成

一定の要件を満たした上で養成研修を修了した者に対し、県が設置する審査会において審査を行い「ひょうご乳幼児教育・保育マイスター」として認証

・対象者 県内の私立保育所、認定こども園、幼稚園等の園長、主任、中堅保育士等で一定の要件を満たす者

・人数 200人

・受講要件

・資格要件 保育士資格、幼稚園教諭免許のいずれかを保有

・職務経験 乳幼児教育・保育への従事歴が10年以上

・研修受講歴（いずれかを修了していること）

〔園長・施設長級〕計30時間（認定こども園園長等研修等）

〔副園長・主任級〕計30～50時間

（認定こども園主幹保育教諭研修に加え、認定こども園園長研修または保育士等キャリアアップ研修3分野）

〔中堅保育士（副主任・中核リーダー級）〕計120時間

（保育士等キャリアアップ研修全8分野）

・実施方法 （公社）兵庫県保育協会へ委託（審査会及び認証は県が実施）

○加配保育士等の研修参加支援（代替要員費助成）

公費により人件費が措置されていない加配保育士等の研修参加に係る代替要員の人件費について、公定価格における代替要員費相当を助成

・対象施設 私立保育所、私立保育所型・幼保連携型認定こども園（政令市・中核市所在施設を除く）

・助成要件 公定価格上の必要保育士等数を超えて保育士等を配置し、施設の全保育士等の研修参加延べ日数が全保育士等数×3日を上回る事

・助成額 加配保育士等数×21千円×1/4

⑦ 多様な主体の参入促進・能力活用事業（新規参入施設への巡回支援）（健康福祉部） 【5,998千円】

良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るため、保育施設、地域子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うのに必要な費用の一部を補助

○実施箇所 45箇所（6市町）

○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

⑧ 保育士キャリアアップ研修事業〔再掲〕（健康福祉部） 【8,699千円】

⑨ 保育の質向上のための処遇改善〔再掲〕（健康福祉部） 【32,478千円】

## (2) 保育に専念するための支援の実施

① 子育て支援員認定等研修（健康福祉部） 【12,233千円】

保育や子育て支援に関心を持ち、子育て支援業務に従事することを希望する者を対象とした、子育て支援に関する研修、認定、登録を実施するとともに、質の向上を図り子育て支援に関わる人材を広く養成

○実施主体 県

○実施コース 地域保育コース（地域型保育）  
地域子育て支援コース（利用者支援事業）  
社会的養護コース  
質の向上研修

② 保育体制強化事業〔再掲〕（健康福祉部） 【60,122千円】

## (3) 適切な指導監査の実施

① 認定こども園の適正な運営の推進（健康福祉部）〔再掲〕 【5,824千円】

「認定こども園の適正運営・再発防止のための指針（H29.7）」に基づき、認定こども園の更なる適正運営や質の向上を推進

○認可・認定時の審査の厳格化

○指導監査等の強化

○研修制度（認定こども園園長研修等）の充実

○自己点検・自己評価制度の推進

○認定こども園・保育所等ホットラインによる相談の実施

② 「子育てのための施設等利用給付」に係る監査業務説明会（健康福祉部） 【344千円】

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により創設された「子育てのための施設等利用給付」の対象となる認可外保育施設等に対する監査業務にかかる説明会を実施

○対 象 県・市町の監査事務担当職員約100名

○監査対象 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活

## 4 多様なニーズに対応した子育て支援の実施

### (1) 緊急時等における子育て支援の充実

#### ① 病児・病後児保育推進事業（健康福祉部）

【440,772千円】

就労の状況等から病気や病後の子どもを看ることができない保護者を支援する病児・病後児保育事業を推進

- 対象 保護者の労働等により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
- 実施類型

病児対応型	病後児対応型	体調不良児型	訪問型
病気の回復期に至っていないため集団保育が困難な児童を保育	病気の回復期で集団保育が困難な児童を保育	保育中、体調不良となった児童に対し、保育所等において一時的に対応	病児・病後児の自宅において一時的に保育

#### ② 病児・病後児保育施設整備費補助（健康福祉部）

【18,958千円】

病児・病後児保育事業を実施するための施設整備（創設及び改築、拡張、大規模修繕）に要する経費を助成

- 整備予定箇所 2箇所
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3  
国3/10、県3/10、市町3/10、法人1/10（※設置主体が法人の場合）

#### ③ 診療所型小規模病児保育事業（健康福祉部）

【5,400千円】

診療所等の医療機関に開設することを前提に、職員の配置基準を国庫補助の要件より緩和した県独自の病児保育施設の整備を推進することで、国制度の利用が困難な地域等への設置を促進

- 設置場所 診療所等の医療機関（併設の診療所等で診療後、保育を実施）
- 職員配置 看護師等または保育士を1人以上配置
- 利用定員 3人以内
- 箇所数 2箇所
- 補助基準額 運営費：3,400千円、開設準備経費：2,000千円
- 負担割合 県1/2、市町1/2

④ 一時預かり事業（健康福祉部）

【928,542千円】

一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備

- 実施箇所 幼稚園型 574箇所  
幼稚園型以外 724箇所
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

⑤ 延長保育事業（健康福祉部）

【389,119千円】

保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについて、通常の利用時間以外の時間に保育を実施することにより、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てできる環境づくりを推進

- 実施箇所 保育短時間 547箇所  
保育標準時間 934箇所
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

⑥ **新** 医療的ケア児保育支援事業（健康福祉部）

【23,175千円】

看護師等の配置による医療的ケア児を受け入れる保育所等への補助等により、保育所等における医療的ケア児の受入体制を整備

- 実施主体 市町（政令市・中核市除く）
- 補助基準額

区 分			補助基準額
基本分	保育所等	看護師配置	5,320千円
加算分	保育所等	研修受講支援	300千円
		補助者配置	2,160千円
	市 町	医療的保育支援者配置	2,160千円
		(喀痰吸引等研修受講者)	130千円
	市 町	ガイドライン策定	360千円
検討会設置		560千円	

- 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4
- 実施市町 4市町5施設

## (2) 家庭の事情に応じた柔軟な支援

### ① 子育て短期支援事業（健康福祉部） 【14,942千円】

保護者の病気などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かることで安心して子育てができる環境を整備

○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

### ② ファミリー・サポート・センター事業（健康福祉部） 【75,777千円】

育児の援助を行いたい人と受けたい人をつなぎ、一時預かり（病児・病後児預かりを含む）等の相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを運営する市町を支援

○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

### ③ 一時預かり事業〔再掲〕（健康福祉部） 【928,542千円】

### ④ 利用者支援事業〔再掲〕（健康福祉部） 【277,797千円】

## (3) 在宅育児世帯等への支援の実施

### ① 地域子育て支援拠点事業（健康福祉部） 【674,302千円】

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の不安感等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援

○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

### ② 乳幼児子育て応援事業（企画県民部・健康福祉部） 【812,282千円】

少子化の進展などにより家庭の教育力の低下が懸念される中、私立幼稚園や保育所における幼児教育体験や親教育、遊び指導等の新たな子育て支援の取組を支援

○保育所（対象：在宅の0～2歳児及びその親）

・実施内容 親を対象とした教室（離乳食指導・しつけ等）、子どもの預かり、親子で体験する講座（粘土遊び・ベビーマッサージ等）

・実施回数 1か所当たり年間96回もしくは48回

・補助単価 96回：1,200千円

48回：600千円

○幼稚園（2歳児子育て応援事業）

・実施内容 幼児教育体験、親子交流会、育児相談 等

・実施回数 年間96回上限（週2日×4週×12月）



- ・補助単価 8千円～16千円（1回当たり）
- 幼稚園（1歳児子育て応援事業）  
地域の乳幼児と親が気軽に集い交流する「子育てサロン」を開設する私立幼稚園等に補助

③ わくわく幼稚園・保育所開設事業（企画県民部・健康福祉部） 【48,066千円】

小学校での生活にスムーズに馴染み、学習できるようにするため、私立幼稚園及び民間保育所において在宅児童等（3～5歳児）に対する幼児教育・体験保育を先導的に実施

- 対象者 在宅の満3～5歳児とその親
- 実施日数 年間48回以上

④ **新** アウトリーチ型在宅育児相談事業（健康福祉部） 【8,368千円】

子育ての悩みや不安を抱え在宅で育児をする世帯をより積極的に支援するため、アウトリーチ型の派遣方式を取り入れた相談支援体制を構築

- 対象者 保育士等の専門職に子育て相談をする機会の少ない在宅育児世帯
- 事業内容

- ・在宅育児応援コーディネーターの設置（2名）
- ・在宅育児応援団の募集・登録  
（公社）兵庫県保育協会、（公社）兵庫県看護協会、（公社）兵庫県栄養士会、（一社）兵庫県薬剤師会、（一社）兵庫県理学療法士会、NPO法人等と調整し、相談内容に応じて派遣できる人材を確保・登録
- ・電話相談（週5日）
- ・在宅育児応援団の派遣

⑤ まちの子育てひろば事業（企画県民部） 【4,429千円】

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合い、情報交換ができる場づくりを推進（令和2年12月末：1,942箇所）

- まちの子育てひろばコーディネーターの配置（1人）
- ひろばアドバイザーの派遣（年間600回）

## 5 幼稚園における取組の充実

### (1) 幼児期の教育の充実

① 私立幼稚園認定こども園特色教育推進事業（企画県民部） 【75,000千円】

私立幼稚園が実施してきた特色教育を子ども・子育て支援新制度の認定こども園としても継続実施できるよう支援

- 事業内容 学校法人立の認定こども園が実施する特色教育に要する経費を補助  
(例) 農作物の栽培体験、防災教育、ボランティア教育 等

## (2) 幼稚園教諭の人材確保

### ① 私立幼稚園教員確保支援事業（企画県民部）

【58,500千円】

- 私立幼稚園就職フェア開催支援事業(1,000千円)

私立幼稚園等の人材確保を図るため、幼稚園教員養成校を卒業見込みの学生等を対象に開催する私立幼稚園就職フェアを支援

- 人材登録センターの運営支援(2,000千円)

転居・育児等の事情で離職した再就職希望者等、潜在幼稚園教諭の復帰支援を行う人材登録センターを設置・運営に対し補助

- ・実施主体 (一社)兵庫県私立幼稚園協会

- 業務支援システム導入補助(55,500千円)

幼稚園教諭の業務負担の軽減を図るため、業務支援システム導入に対し補助

- ・補助額 1,000千円/園
- ・補助率 3/4
- ・対象園数 74園

## (3) 幼児教育の質の確保・向上

### ① 私立幼稚園等子育て支援カウンセラー事業（企画県民部）

【53,550千円】

発達が気になる園児や子育てに不安を抱える保護者への継続的なケアを行うため、カウンセラーを配置する私立幼稚園等に対し補助

- 対象園数 230園
- 実施回数 年6回以上
- 補助単価 150千円/年（年12回以上実施する場合は300千円/年）

### ② 幼児教育連携促進事業（教育委員会）

【9,584千円】

幼稚園、認定こども園、保育所の関係する機関が連携し、本県における幼児教育の更なる充実を推進

- 幼児教育連携促進協議会の開催（年3回）
- 全県幼児教育連携促進研修会の開催
- 「すくすく ひょうごっ子（幼児教育資料・親子ノート）」の配布
  - ・作成部数 約4万部
  - ・配布先 県内園所に通う3～5歳児の保護者

③ **新** 幼稚園のICT環境整備事業（教育委員会・企画県民部） 【79,000千円】

[令和2年度2月経済対策補正]

オンライン教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡などのICT環境整備を支援

- 対象 幼稚園、幼稚園型認定こども園  
公立30園（30市町に1園整備）、私立74園
- 負担割合 国3/4、設置者1/4（1園あたり1,000千円を上限）

**(4) 社会ニーズを踏まえた子育て支援の実施**

① 乳幼児子育て応援事業〔再掲〕（企画県民部・健康福祉部） 【812,282千円】

② わくわく幼稚園・保育所開設事業〔再掲〕（企画県民部・健康福祉部）  
【48,066千円】

③ 幼児教育連携促進事業〔再掲〕（教育委員会） 【9,584千円】

**6 子育てや教育に係る経済的負担の軽減**

**(1) 幼児教育・保育の無償化の推進**

① 幼児教育・保育の無償化〔一部再掲〕（健康福祉部） 【7,961,629千円】

令和元年10月から、全ての3～5歳児、住民税非課税対象の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の費用を無償化

- 施設型給付〔再掲〕(5,824,492千円)
- 子育て支援施設等利用給付(2,137,137千円)

・施設ごとの無償化の概要

対象施設・サービス	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園	無償
地域型保育（小規模保育、家庭的保育等）	無償
幼稚園（私学助成）	月2.57万円を上限に無償
幼稚園の預かり保育	月1.13万円を上限に無償
企業主導型保育事業	無償
障害児通園施設＋幼稚園、保育所等	無償
認可外保育施設 ※5年間で指導監督基準を満たす必要あり	保育の必要性がある児童に限り月3.7万円を上限に無償

一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター	(0～2歳児は月4.2万円上限)
------------------------------------	------------------

・幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等の詳細

区 分		新制度	私学助成園
保 育 料	対象児童	・0～2歳（非課税世帯のみ） ・3～5歳（所得制限なし）	全園児
	補助限度額	無償	25,700円／月
	負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4	
	県負担額	5,824,492千円	1,478,983千円
預 か り 保 育 料	対象児童	保育の必要性がある 1号認定の児童	保育の必要性がある園児
	補助限度額	11,300円／月	
	負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4	
	県負担額	278,342千円	

・認可外保育施設等の詳細

区 分	認可外保育施設等	一時預かり、病児・病後児保育、 ファミリー・サポート・センター
対象児童	保育の必要性がある児童 ・0～2歳（非課税世帯のみ） ・3～5歳（所得制限なし）	
補助限度額	0～2歳 42,000円／月 3～5歳 37,000円／月 ※ 認可外施設等と一時預かり等の合算	
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4	
県負担額	379,812千円	

② 「子育てのための施設等利用給付」に係る監査業務説明会〔再掲〕

（健康福祉部） 【344千円】

③ **新** 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業  
（健康福祉部） 【30,000千円】

幼児教育・保育の無償化の影響を受けていない、地域において多様な集団活動を行う施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料を支援

○基準額 対象幼児1人あたり上限20,000円（月額）

- 給付方法 保護者への直接給付
- 対象施設 市町が定める基準に適合した施設
- 負担割合 国：県：市＝1：1：1

## (2) 高校等における教育費の負担軽減

- ① 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業（企画県民部）【17,835千円】  
 私立中学校等に通う児童生徒の家庭の教育費負担の軽減を行いつつ、私立学校を選択している理由や家庭の経済的状況などについて、実態把握のための調査を実施
- ② 私立高等学校等生徒授業料軽減補助〔再掲〕（企画県民部） 【761,175千円】
- ③ **拡** 私立高等学校等奨学給付金事業〔再掲〕（企画県民部） 【624,775千円】
- ④ 私立高等学校等入学資金貸付事業〔再掲〕（企画県民部） 【27,566千円】
- ⑤ 就学支援の実施〔再掲〕（企画県民部・教育委員会） 【15,994,232千円】
- ⑥ 特別支援学校就学奨励費（教育委員会） 【634,165千円】  
 特別支援学校への就学の特殊事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費を補助
- ⑦ **拡** 国公立高等学校における奨学のための給付金の支給〔再掲〕（教育委員会）  
 【1,350,763千円】
- ⑧ 高等学校奨学資金貸与事業〔再掲〕（教育委員会） 【－】

## (3) 高等教育における教育費の負担軽減

- ① 高等教育の無償化に伴う授業料・入学金減免の実施(企画県民部ほか) 【1,344,522千円】  
 高等教育の無償化により、低所得世帯であっても、社会で自立して活躍できるよう、国・県が授業料・入学金の減免を実施

(県の対応)

区分		学校名	所要額(千円)	負担割合
公立	大学	県立大学	223,351	県10/10
		専門職大学	5,151	
	専門学校	農業大学校	244	
		森林大学校	0	

	総合衛生学院	244	
私立	専門学校	935,830	国1/2、県1/2
合計		1,344,522	—

② **新** 私立専修学校の授業料等の減免〔再掲〕（企画県民部） 【935,830千円】

高等教育の無償化により、低所得世帯であっても、社会で自立して活躍できるよう、国・県が授業料・入学金の減免を実施

- 対象学校 要件確認を受けた専門学校（50校）
- 対象学生 特に優れた者であって経済的理由で極めて修学が困難な学生（約3,700人）
- 支援内容（上限額 単位：円）

区分	年収目安		
	約270万円(非課税)	約300万円	約380万円
入学金	160,000	107,000	53,000
授業料	590,000	393,400	196,700
支給割合	3/3	2/3	1/3

- 負担割合 国1/2、県1/2

③ ひとり親家庭の就業支援（健康福祉部） 【28,041千円】

ひとり親家庭の母等に対する各種給付金を支給し、生活の負担軽減を図り、就職に有利な資格や技能の習得を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進

- 自立支援教育訓練給付金事業（3,059千円）
  - 受講対象者 母子家庭の母及び父子家庭の父（郡部のみ）
  - 対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座  
（新たに看護師等の専門資格を取得するための講座を追加）
  - 支給額
    - ・教育訓練給付（雇用保険法）受給資格無  
：受講費用の6割（年間上限20万円）
    - ・教育訓練給付（雇用保険法）受給資格有  
：受講費用の6割－教育訓練給付額（年間上限20万円）
- ※ただし、新たに追加する専門資格取得のための講座受講の場合、上限20万円×修学年数
- 高等職業訓練促進給付金事業（24,082千円）
  - 受講対象者 母子家庭の母及び父子家庭の父（郡部のみ）
  - 対象資格 看護師、介護福祉士、保育士 等
  - 支給要件 修学期間：1年以上  
支給期間：4年上限

- 支給額 住民税非課税世帯 100千円/月  
(最終1年間は140千円/月)
- 住民税課税世帯 70.5千円/月  
(最終1年間は110.5千円/月)
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (900千円)
  - 受講対象者 母子家庭の母、父子家庭の父及びその子 (郡部のみ)
  - 対象講座 高卒認定試験合格のための講座 (通信講座を含む)
  - 支給額
    - ・最大受講費用の6割を支給：上限15万円
    - ・講座修了後に受講費用の4割を支給
    - ・高卒認定試験合格後に受講費用の2割を支給

④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (健康福祉部) 【一】

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、資格取得を促し自立を促進

- 実施主体 (社福) 兵庫県社会福祉協議会
- 対象者 高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者
- 貸付額 入学準備金 50万円以内  
就職準備金 20万円以内

**(4) 子育てに係る経済的負担の緩和**

① ひょうご保育料軽減事業 (健康福祉部) 【444, 600千円】

○多子世帯保育料軽減事業 (174, 060千円)

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第3子以降の保育料の一部を助成

- ・対象世帯 市町村民税所得割額155,500円未満の世帯  
(年収640万円相当までの世帯)
- ・対象児童 保育所、認定こども園等を利用する第3子以降の3歳未満児  
(国制度による負担軽減対象者を除く)
- ・補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して次の額を定額補助

区分	補助基準額
3歳未満児	月額15,000円* (保育料上限額 [44,500円] の1/3相当)

※ただし、保育料の1/2と15,000円の低い方を限度とする

- ・負担割合 県10/10

○第2子保育料軽減事業 (170, 460千円)

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくる



ため、第2子の保育料の一部を助成

- ・対象世帯 市町村民税所得割額155,500円未満の世帯  
(年収640万円相当までの世帯)
- ・対象児童 保育所、認定こども園等を利用する第2子の3歳未満児  
(国制度による負担軽減対象者を除く)
- ・補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して次の額を定額補助

区分	補助基準額
3歳未満児	月額15,000円※ (保育料上限額 [44,500円] の1/3相当)

※ただし、保育料の1/2と15,000円の低い方を限度とする

- ・負担割合 県1/2、市町1/2

### ○第1子保育料軽減事業 (100,080千円)

子育てに要する経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、第1子の保育料の一部を助成

- ・対象世帯 市町村民税所得割額57,700円未満の世帯  
(年収360万円相当までの世帯)
- ・対象児童 保育所、認定こども園等を利用する第1子の3歳未満児
- ・補助基準額 月額5,000円を超える保育料に対して、月額10,000円を定額補助 (保育料上限額 [30,000円] の1/3相当)  
※ただし、保育料の1/2と10,000円の低い方を限度とする
- ・負担割合 県1/2、市町1/2

### ② 乳幼児等医療費助成事業 (健康福祉部)

【3,034,058千円】

乳幼児等の医療に要する負担を軽減するため、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

- 対象者 小学3年生までの乳幼児等
- 所得制限 市町村民税所得割額23.5万円未満 (世帯合算)  
※0歳児は所得制限なし
- 患者負担 入院 定率1割 (月額3,200円限度)  
通院 1医療機関等あたり1日800円 (月2回まで)

### ③ こども医療費助成事業 (健康福祉部)

【984,977千円】

子育て世代が安心して子育てできるよう、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

- 対象者 小学4年生から中学3年生までの児童生徒
- 所得制限 市町村民税所得割額23.5万円未満 (世帯合算)
- 患者負担 定率2割

④ 児童手当の支給（健康福祉部）

【12,357,931千円】

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童に係る手当を支給

○手当月額

区分		金額
3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限世帯（児童1人につき）		5,000円

⑤ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（健康福祉部）

【55,392千円】

全ての子どもが等しく教育・保育を受けることができるよう、幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する際に必要な実費の一部を公費で負担

○対象者

- ・日用品・文房具等 生活保護世帯（第1段階）
- ・副食材料費 新制度未移行園に通園する低所得者世帯（第1～3階層）  
新制度未移行園に通園する第3子以降（所得に関わらず対象）

○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

**(5) 良質な住宅の確保**

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進（県土整備部）

【3,710千円】

子育て世帯及び新婚世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅事業者等に対し、間取り変更等の改修や低額所得者への家賃低廉化等を支援

- 補助対象事業費 改修工事費補助：1,500千円/戸、家賃低廉化補助：40千円/月、家賃債務保証料低廉化補助：60千円/戸  
※補助を実施する市町（政令・中核市除く）に対し、市町負担の1/2を支援

② ひょうご住まいサポートセンターの運営（県土整備部）

【24,508千円】

「ひょうご住まいサポートセンター」を設置し、子育て世帯の住まいにおける様々な相談や住まいの情報提供

- 一般的な住まいの相談
- 専門家派遣によるリフォーム工事等に関する技術的アドバイス
- 「ひょうごあんしん住宅ネット」による子育て世帯等が円滑に入居できる賃貸住宅情報の提供

③ 長期優良住宅建築等計画認定等事業（県土整備部）

【9,653千円】

親世代から子・孫世代まで長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」の計画認定や普及を図るため啓発を実施

④ **拡** 空き家活用支援事業（県土整備部）

【135,810千円】

一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸を住宅として活用する若年・子育て世帯等やUJIターン世帯、事業所又は地域交流拠点として活用する者等に対し、その改修に要する費用の一部を支援

種 別		県補助金額(単位：千円) ※区域及び事業費に応じ定額
住宅型	一般世帯タイプ <sup>°</sup>	300 ～ 1,000
	若年・子育て世帯タイプ <sup>°</sup>	400 ～ 1,500
	<b>新</b> UJIターン世帯タイプ <sup>°</sup>	400 ～ 1,500
	<b>新</b> 学生シェアハウスタイプ <sup>°</sup>	400 ～ 2,000
事業所型	一般タイプ <sup>°</sup>	450 ～ 2,250
	<b>新</b> UJIターンタイプ <sup>°</sup>	600 ～ 3,000
地域交流拠点型		350 ～ 5,000

⑤ 三世代同居対応改修工事推進事業（県土整備部）

【54,000千円】

家族の支え合いにより、在宅における子育てがしやすい環境を整備するため、三世代同居の実現に資する改修工事を実施する者に対し、その改修に要する費用の一部を支援

区 分	内 容
対象者	三世代同居対応改修工事を行う者 ※所得要件なし 〔子供の年齢要件〕 ・未就学児の扶養親族がいる者
対象工事	三世代同居対応のための改修工事 〔キッチン、浴室（脱衣所含む）又はトイレを増設し、 改修後にこれらのうちいずれか2つ以上が複数となる工事〕

## IV 男女ともに子育てと両立できる働き方の実現

### 1 ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進

#### (1) 両立支援のための環境整備

##### ① 中小企業育児・介護代替要員の確保（産業労働部） 【200,000千円】

中小企業の育児・介護休業の取得及び育児・介護による短時間勤務制度利用の促進のため、代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成

##### ○対 象

- ・企業全体 300人以下
- ・事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所  
上記以外 20人以下の事業所

##### ○支給額 代替要員の賃金の1/2

- ・上限額 休業コース 月額100千円、総額1,000千円  
短時間勤務コース（育児） 月額 25千円、小学3年生まで  
"（介護） 月額100千円、総額1,000千円

##### ② 中小企業育児・介護等離職者の再就職支援（産業労働部） 【46,500千円】

育児・介護等の理由により離職した者の再就職を促進するため、当該離職者を雇用した事業主に助成

- 正社員 500千円/人
- 短時間勤務正社員 400千円/人
- 非正社員（フルタイム） 200千円/人
- 非正社員（フルタイム以外（社会保険被保険者に限る）） 100千円/人

※国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)を受給した場合は差額を支給

##### ③ **拡** ひょうご仕事と生活センター事業（産業労働部） 【155,120千円】

ワーク・ライフ・バランス（WLB）のさらなる普及を図るため、ひょうご仕事と生活センター（神戸市中央区）と地域拠点事務所（阪神、姫路）が連携し、各種事業を実施

##### ○普及啓発・情報発信事業

- ・ホームページの運営、情報誌の発行、先進企業表彰
- ・WLBフェスタ、阪神・姫路地域シンポジウムの開催

##### ○相談・研修事業

- ・ワンストップ相談、専門家派遣
- ・研修企画・実施
- ・経営者協会や商工会議所・商工会等と連携したセミナー、キーパーソン養成講座の実施
- ・**新** ICTアドバイザーの設置

## (2) 多様な働き方の導入

### ① 多様な働き方推進事業の実施（産業労働部）

【3,187千円】

個人のライフスタイルやポストコロナ時代を見据えた働き方改革等の実現に向け、兵庫県内の中堅・中小企業における多様な働き方の浸透・定着を推進

#### ○セミナーの開催

テレワーク等多様な働き方の導入促進をテーマにセミナーを開催

#### ○多様な働き方推進会議の運営

県内中小企業における多様な働き方の浸透・定着を目指すため、情報共有を図るとともに多様な働き方の導入促進や新たな働き方の普及に関する方策を検討

### ② **新** テレワーク導入への支援（産業労働部）

【46,000千円】

感染拡大を予防する新たなワークスタイルの推進と多様で柔軟な働き方の導入を支援するため、テレワークシステム整備費の一部を中小企業事業主に助成

- ・対象経費 テレワークシステム導入のための費用
- ・補助率 1/2（上限2,000千円）

### ③ **拡** ひょうご仕事と生活センター事業〔再掲〕（産業労働部）

【155,120千円】

## (3) 働きやすい職場風土の醸成

### ① 仕事と生活の調和推進環境整備の支援（産業労働部）

【38,000千円】

WLB推進のための職場環境整備（ハード整備）を支援するため、整備費の一部を助成

#### ○対象経費 女性・高齢者等の職域拡大のための環境整備

（専用トイレ・更衣室、高齢者用補助機器整備 等）

多様な働き方を導入するための環境整備

（託児スペースの整備 等）

#### ○補助率 1/2（上限2,000千円）

### ② **拡** ひょうご仕事と生活センター事業〔再掲〕（産業労働部）

【155,120千円】

## 2 女性の能力発揮と就業機会拡大

### (1) 女性の採用や職域の拡大

#### ① **拡** ひょうご女性の活躍推進事業（企画県民部）

【26,132千円】

女性活躍の促進を図るため、様々な分野で活躍する女性や経済団体等と連携・協働し、社会全体の気運醸成を図るとともに、職場における意識改革や環境整備を推進するための取組を展開

##### ○ひょうご女性の活躍推進事業の推進

- ・ひょうご女性の活躍推進会議の開催（1回）
- ・ひょうご女性の活躍企業表彰の実施（5社程度）
- ・先進事例等の情報発信
- ・女性活躍推進専門員の配置（2人）
- ・企業への出前相談
- ・**新**長期離職者を対象とした職場復帰応援交流セミナーの開催（4回）
- ・女性の活躍企業育成プロジェクトの実施（20社程度）

##### ○構成団体との連携による女性活躍の推進

- ・女性活躍地域セミナーの開催（1回）
- ・事業主行動計画策定に向けた講座の開催（1回）
- ・キャリアデザインセミナーの開催（3回）
- ・女子大学生と社会人の交流会の開催（3回）

##### ○女性活躍推進のためのネットワークづくりの推進

- ・女性活躍調整会議の開催
- ・**新**中堅女性社員交流会の開催（5回）
- ・女性活躍推進フォーラムの開催（1回）

##### ○企業における女性活躍推進グループ活動への支援（30件程度）

- ・補助対象者 県内に事業所を有する企業の社員で構成する女性活躍の推進を目的に設置したグループ
- ・補助金額 1グループにつき上限100千円

##### ○**拡** 女性活躍と兵庫への定着促進

- ・女性管理職比率の向上に向けた交流・連携セミナーの開催（6回）
- ・**拡**多様な女性の活躍企業育成プロジェクト  
女性活躍推進専門員の増員（1人）
- ・**新**女性再就職相談支援員の配置（1人）
- ・**新**県外への「女性が暮らしやすい兵庫」の情報発信（3回）
- ・**新**家族ハッピープロジェクトの実施（動画作成5本）

#### ② 女性就業いきいき応援事業（企画県民部）

【5,451千円】

再就業や起業に向け、具体的スキルや心がまえを習得できるセミナーを開催し、女性の就業を支援

③ **拡** ものづくり分野における女性就業の促進（産業労働部） 【3,000千円】

ものづくり分野における人手不足解消、ダイバーシティ経営による競争力の強化を図るため、最大の潜在力である女性のものでづくり分野への就業を促進

- 女性学生向け“ものづくり”イメージアップ
- 女性・文系人材が活躍できる業務の切り出し
- 新**業務仕分けセミナーの開催

④ 女性起業家への支援（産業労働部） 【66,000千円】

地域経済の活性化を図るため、有望なビジネスプランを有し、県内で起業（第二創業を含む）を目指す女性起業家を支援

- 対象経費 起業経費（上限1,000千円）、空き家改修経費（上限1,000千円）
- 補助件数 60件

⑤ ひょうごで輝く女性農業者の活躍促進（農政環境部） 【2,393千円】

女性の就農を促進するため、就業前・就業後を通じた支援を実施

- 就業前の女性に対する支援
  - 農業分野での女性の就業を促進するためのセミナー等を開催
- 女性農業者ネットワーク交流会
  - 女性農業者のネットワーク化や相互研鑽の推進
- 女性農業者グループ活動支援
  - 農業経営・技術向上、地域活動等の取組に対して支援

## (2) 女性のキャリア形成・継続支援

① 女性の就業サポート事業（企画県民部） 【19,615千円】

再就業等を希望する女性を支援するため、個別相談やハローワークと連携した職業紹介等を県立男女共同参画センター女性就業相談室で実施

- 女性就業支援員（2人）、保育支援員（2人）の配置
- 多様な働き方応援シンポジウムの開催（1回）
- チャレンジ相談（年96回）、出前チャレンジ相談（年100回）の実施
- 女性リーダー登用促進事業の実施
  - ・女性のためのステップアップセミナー、企業担当者向け研修会 等

② 産休等代替職員補助事業（健康福祉部） 【4,709千円】

民間保育所等の児童福祉施設職員が出産や傷病のため、長期の有給休暇を必要とする場合に、施設がその職務を担う代替職員を任用した際の経費の一部を支援

- 補助単価 7,200円/日



○負担割合 県 10/10

③ 病院内保育所運営費補助（健康福祉部） 【332,132千円】

子どもを持つ医療従事者の離職防止や再就業を促進するため、病院内保育所の運営を支援

○箇所数 100箇所

④ 短期職場体験就業事業の実施（産業労働部） 【14,079千円】

出産や育児などにより離職し再就職に不安を持っている女性や、未就職の若者を対象に、実際の職場での体験就業を通じて再就業を促進

○対象人数 400人

⑤ 女子学生と企業のプレマッチング支援事業〔再掲〕（産業労働部） 【6,275千円】

### (3) 能力に応じた人材登用

① ひょうご女性の活躍推進事業〔再掲〕（企画県民部） 【26,132千円】

- ひょうご女性の活躍推進事業の推進
- 構成団体との連携による女性活躍の推進
- 女性活躍推進のためのネットワークづくりの推進
- 企業における女性活躍推進グループ活動への支援（30件程度）

### (4) 女性のUJIターンの促進

① **拡** カムバックひょうごハローワークにおける就労相談の実施（産業労働部） 【9,802千円】

首都圏でUJIターン就職希望者と県内企業のマッチングを行うカムバックひょうごハローワークを、ふるさと回帰支援センターに移転し、カムバックひょうご東京センターとの機能集約により、移住・就労相談をワンストップで実施

② **拡** 首都圏の女子学生等に対する県内就職の促進〔再掲〕（産業労働部）

【3,945千円】

### 3 家事・育児参画の促進

#### (1) 男性の働き方の意識・行動改革

##### ① 父親の子育て参画推進事業（企画県民部）

【1,810千円】

男性の家事・育児の参画を促進する講座を企業・事業所、地域等において開催するなど、希望する男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するほか、男性の子育てや地域活動への参画のきっかけづくりを支援

- 「父親の子育て応援カフェ」の開催 10回
- 「お父さん応援フォーラム」の開催 1回

#### (2) 男性の育児休業取得促進

##### ① 父親の子育て参画推進事業〔再掲〕（企画県民部）

【1,810千円】

##### ② 中小企業育児・介護代替要員の確保〔再掲〕（産業労働部）

【200,000千円】

#### (3) 家事・育児参画支援

##### ① 父親の子育て参画推進事業〔再掲〕（企画県民部）

【1,810千円】

##### ② ひょうご家庭応援県民運動の推進（企画県民部）

【1,118千円】

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の展開支援やそれぞれの家族にとってふさわしい日を家族の日として定めることを提案する「家族の日」運動など、地域全体で家庭を応援する取組の普及啓発を推進

- 「家族の日」運動の推進
- ひょうご家庭応援県民運動の推進

##### ③ **新** 「家事の総量軽減」ゆる家事大作戦事業（企画県民部）

【2,000千円】

家事支援サービス体験モニターの利用風景や体験談を周知し、きっかけづくりを支援

- 内 容
  - ・家事代行や共同宅配・デリバリー等のサービス体験のモニター家庭を募集
  - ・サービス利用風景や体験談等を動画作成し周知
- 実施箇所 10 地域

## V 子どもと子育てに温かい地域社会づくり

### 1 放課後等の居場所づくり

#### (1) 放課後児童クラブの整備による受け皿拡大

① 放課後児童クラブ整備費補助（健康福祉部） 【228,333千円】

放課後児童クラブを実施するための施設建設、学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の整備に要する経費を助成

○整備予定箇所 66箇所（14市町）

#### (2) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進

① ひょうご放課後プランの推進（健康福祉部・教育委員会） 【3,602,096千円】

放課後の子どもの安全・安心な活動のため、関係部局の連携を密にしつつ、ニーズのある全小学校区で放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の取組を推進

○子ども教室型（28,546千円 再掲※）

教室数 230教室

※ 地域と学校の連携・協働体制構築事業（後掲）として実施

○児童クラブ型（3,573,550千円）

支援の単位数 1,580支援の単位（全市町）

- ・長期休暇期間中の児童受け入れ支援制度
- ・放課後子ども環境整備事業
- ・障害児受入強化事業
- ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員に対し、勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を図るために必要な経費の支援を実施

- |                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| ① 放課後児童支援員                 | 年額 129 千円（月額約 1 万円） |
| ② 経験年数が概ね5年以上で一定の研修を修了した者  | 年額 258 千円（月額約 2 万円） |
| ③ 経験年数が概ね10年以上の事業所長的立場にある者 | 年額 388 千円（月額約 3 万円） |

#### (3) 放課後等の居場所づくりを担う人材確保

① 放課後児童支援員等研修事業（健康福祉部） 【13,622千円】

○放課後児童支援員認定資格研修

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、保育士等の資格を有する者が必要な知識・技能を習得し、放課後児童支援員として勤務するための認定資格研修を実施

- ・実施回数 5回500人（H27～R1 修了者数 4,510人）
- 放課後児童支援員資質向上研修
  - 支援員の資質向上を図るため、必要な専門的知識・技能の習得や課題等を共有する研修を実施

② **新** 放課後児童クラブにおけるICT化推進事業（健康福祉部） 【249,000千円】  
 [令和2年度2月経済対策補正]

利用児童等の入退出の管理や、オンラインを活用した会議、研修受講に必要なICT機器の導入等の環境整備を支援

- 実施主体 市町
- 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
- 箇所数 1,491箇所
- 対象事業 ひょうご放課後プラン推進事業（児童クラブ型）
- 基準額 500千円／箇所

## 2 地域で支える子育て支援の実施

### (1) 親子の居場所づくり支援

- ① 「まちの保健室」による健康づくり推進事業（健康福祉部） 【17,163千円】  
 子育て中の親などの健康づくりを支援するため、身近な場所で気軽に、相談専門職種による健康相談及び育児相談等を実施
- ② まちの子育てひろば事業〔再掲〕（企画県民部） 【4,429千円】
- ③ 地域子育て支援拠点事業〔再掲〕（健康福祉部） 【674,302千円】

### (2) シニアなど多様な担い手による地域の子育て支援の充実

- ① **拡** 地域祖父母モデル事業（企画県民部） 【12,360千円】  
 モデル地区を選定し、子育て支援団体等が、会員登録した特定の子育て世帯とシニア世帯同士をマッチングし、シニア世帯が日常的な見守りや相談、緊急時の一時預かり等を行い、個々の家族のような仕組みを確立できるよう、地域における擬似的な三世代家族の育成を推進
- 活動内容
    - ・モデル地区数 80地区（R2：60地区）
    - ・補助額 150千円（定額）／地区
    - ・実施内容 実施団体の募集・選定

実施団体が子育て世帯及びシニア世帯へ周知・会員募集  
子育て世帯とシニア世帯が信頼関係を築くための交流事業の実施

② シニア世代から子育て世帯へのふるさと伝承事業（企画県民部） 【3,000千円】

地域のシニア世代が子育て世帯などに対し、地域の季節行事や祭りをはじめ、郷土料理や昔遊びなど、ふるさとに伝わる伝統などを広く伝えていく取組を支援

○実施主体 子育て支援に関わる団体・グループ等

○補助額 300千円（上限）／団体

※1テーマにつき150千円限度（2テーマ又は2地区まで実施可）

③ ファミリー・サポート・センター事業〔再掲〕（健康福祉部） 【75,777千円】

**(3) 企業、NPO、地域コミュニティ等との協働による子育て支援の推進**

① 子育てほっとステーションの設置（企画県民部・産業労働部） 【27,500千円】

子育て中の親子が気軽に買い物に出かけやすい環境を整備するため、空き家・空きスペースを活用した子育て活動を支援

○対象者 NPO、地域団体 等

○対象者 商店街、小売市場、NPO、地域団体 等

○対象施設 空き家、空きスペース

○事業内容

・施設整備

対象経費 施工工事費、備品購入費（授乳用ソファ等）

補助率 10/10（定額）

限度額 1,000千円（初年度限り）

補助件数 空き家、空きスペース 5件

・賃借料

補助率 10/10（定額）

補助限度額 1,000千円（3年間）

補助件数 13件（新規10、継続3件）

・活動費

対象経費 イベント開催費（講師謝金、消耗品等）、広報経費 等

補助率 1/2

補助限度額 250千円（3年間）

補助件数 14件（新規10件、継続4件）

② ひょうご子育て応援の店（子育て支援パスポート）の普及促進（企画県民部） 【3,838千円】

全国共通事業となった「子育て支援パスポート」を推進するため、県内登録者へ

の周知及び協賛店舗への協力依頼等を実施

○登録者数 136,480人（令和2年12月末現在）※18歳未満の子を持つ世帯が対象

○協賛店舗数 4,726店舗（令和2年12月末現在）

**③ 地域と学校の連携・協働体制構築事業（教育委員会） 【77,519千円】**

子どもの成長を支えていくため、地域と学校が連携・協働する仕組みを一体的に推進

○ 地域・学校協働体制の構築

・事業内容 統括地域コーディネーター等研修の実施

地域・学校連携プログラムの普及

教職員のための社会教育主事講習受講の支援

○ 統括地域コーディネーター等の配置

○ 地域学校協働活動の実施

・事業内容 学校を支援する活動（登下校の見守り、防災、感染症予防対策等）

学習支援・体験活動（放課後等の補充学習、スポーツ、文化体験等）

**④ 子育て応援企業との協定締結事業（企画県民部） 【－】**

子育てと仕事の両立を支援し、子育て家庭を応援する企業・職域団体等と県が協定を締結

○締結数 1,393社（令和2年12月末現在）

**⑤ 子育て応援協定団体等との協働事業（企画県民部） 【1,068千円】**

安心して子どもを産み、子育てできる地域の支援体制を整備する必要があることから、子育て応援協定を締結した地域団体等の特色を活かした子育て支援活動を支援

○ひょうご元気アップ家庭応援事業

○地域の若者・子育て応援サポーターによる若者と親子応援事業

**⑥ 地域子育て支援拠点事業〔再掲〕（健康福祉部） 【674,302千円】**

### 3 地域における子育てや家族のきずなを深める機運の醸成

#### (1) 結婚、妊娠、子ども・子育てに寛容な社会風土の醸成

**① 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」の推進（健康福祉部） 【1,957千円】**

「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に基づく少子対策・子育て支援を推進し、安心して子育てできる兵庫の実現に向けた取組を推進

- 兵庫県子ども・子育て会議の運営
- 地域子ども未来プラン推進協議会の運営
- 県・市町子ども・子育て支援協働会議の開催
- 機運醸成に向けた動画作成

② ひょうご家庭応援県民運動の推進〔再掲〕（企画県民部） 【1,118千円】

③ ひょうご孫ギフトプロジェクト（健康福祉部） 【5,500千円】

（ふるさとひょうご寄附金）

一定額以上の寄附者に県内企業による子育てギフトを贈呈するとともに、県内の私立保育所等に県産木材による玩具を寄贈することにより、子育てにやさしい兵庫づくりの機運を醸成

- 目標額 5,500千円

## (2) 子育て世帯へ配慮した取組を実施する地域・企業・団体への支援

① ひょうご子育て応援賞の実施（健康福祉部） 【186千円】

先導的な取組や地域性を活かしたユニークな子育て支援活動などを行う団体・NPO、企業、個人を顕彰することにより、活動の一層の推進を促進

- 実施時期 令和3年11月
- 選定方法 審査委員会による選定

② ひょうご子育て応援の店(子育て支援パスポート)の普及促進〔再掲〕（企画県民部）  
【3,838千円】

## (3) 家族の果たす役割やきずなを深める取組の支援

① 地域・家庭の伝統行事普及推進事業（企画県民部） 【1,010千円】

かつて盛んに行われていた家庭や地域の伝統行事や伝統料理づくり等に、親子や家族と一緒に参加し、体験できる機会を提供

② ひょうご家庭応援県民運動の推進〔再掲〕（企画県民部） 【1,118千円】



## 4 安全・安心な子育て環境の整備

### (1) 地域での見守り活動の推進

#### ① 地域で守る！子どもの安全安心確保事業（企画県民部）

【8,429千円】

子どもを取り巻く環境への不安が増大しているため、家庭・学校での安全対策に加え、帰宅後の子どもの安全のために、地域が一体となって子どもを見守る体制を構築

- 子どもの安全・安心確保のリーダー養成
- 子ども安全対策支援事業（子どもが参加する講習会 150件）
- 「子どもを守る110番の家・店・車」の体制強化
- 子どもの見守り体制強化（まちづくり防犯グループに活動用ジャンパー等を配布）

#### ② 防犯カメラ設置補助事業（企画県民部）

【40,000千円】

地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等が設置する防犯カメラに係る経費を補助

- 補助額 80千円／箇所（定額）
- 件数 500箇所
- 設置状況 3,460箇所（平成22～令和元年度）

#### ③ 子育て応援ネットの推進（企画県民部）

【5,745千円】

地域女性団体ネットワーク会議が中心となって、市町ごとにネットワークを組織し、子育て家庭応援推進員等が登下校時の見守り、声かけや子育てイベント、SOSキャッチ活動等を実施

- SOSキャッチ専門研修の実施（各県民局・県民センター各1回）
- 市町推進母体への助成（112千円×41団体）

#### ④ ひょうご地域安全SOSキャッチ事業（企画県民部）

【6,912千円】

県民が身近な異変に気づいた際に、匿名でも通報できる「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」を運営するとともに、地域安全まちづくり推進員を活用し、制度の周知を促進

#### ⑤ みんなの声かけ運動の推進・充実強化（健康福祉部）

【6,588千円】

障害種別に応じた支援方法等に関する実践研修等を実施し、障害者への適切な支援を推進することにより、障害者の安心安全な社会参加を促進

- みんなの声かけ運動応援協定締結団体等への出前講座
- ・対象 みんなの声かけ運動応援協定締結団体等

- ・実施回数 20回（各回30人程度）
- 幼稚園・小中学校への出前講座
  - ・回数 10回（各回30～300人程度）
  - ・内容 障害の理解、障害者当事者の講演、みんなの声かけ運動DVDの上映、声かけの実践演習等
- 地域会議の開催・啓発等

**⑥ 配慮が必要な方に関するマークの普及啓発（健康福祉部） 【－】**

全国共通マークであるヘルプマークと、本県の譲りあい感謝マークの普及啓発

- ヘルプマーク、ヘルプカードの作成、無償配付
  - ・対象者 障害者、難病患者、妊婦など援助や配慮を必要とする者
  - ・配付窓口 県健康福祉部、県内市町 等
- ホームページやSNS等を活用した情報発信、公共施設等でのポスター掲示等

**⑦ 兵庫ゆずりあい駐車場の普及推進（健康福祉部） 【－】**

障害者等のための駐車スペースの適正利用を図る「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及を推進

- 交付対象者 障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人等で県が定める基準に該当し、歩行が困難な方
- 交付窓口 健康福祉部、神戸県民センター、県健康福祉事務所（伊丹・赤穂・朝来を除く）及び県内各市町
- 対象駐車施設 公共施設、商業施設、飲食店、病院、ホテル等の駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画



□利用証



□区画の案内標示

**⑧ 地域安全まちづくり推進員による活動の推進（企画県民部） 【1,660千円】**

地域安全まちづくり条例第14条の規定に基づき、地域安全まちづくり推進員を設置・支援し、地域における継続的な地域安全まちづくり活動を実施

**(2) 子どもの交通安全の確保**

**① 学童等の交通安全教室の開催（企画県民部） 【926千円】**

交通弱者である学童等の安全を確保するため、交通安全教室を実施

- 対象 幼稚園児、小学生など
- 回数 年間100回開催

② スケアード・ストレイト交通安全教室の実施（企画県民部） 【6,400千円】

自転車の安全対策のため、スタントマンを使った疑似交通事故を体感させる交通安全教室を実施

- 対象 県内の自転車通学を認めている高等学校（10校）

**(3) 安心して外出できる基盤の整備**

① 公共交通バリアフリー化促進事業（県土整備部） 【254,899千円】

誰もが安心して生活できるユニバーサル社会にふさわしい福祉のまちづくりを実現するため、鉄道駅舎エレベーター等設置やノンステップバス等の購入を支援

- 鉄道駅舎エレベーター等設置費補助 整備予定5駅
- ノンステップバス等購入補助 導入予定34台

② 鉄道駅舎ホームドア設置促進事業（県土整備部） 【105,312千円】

視覚障害者の駅ホームからの転落防止等の安全性向上を図るため、鉄道駅舎のホームドア設置を支援

- 整備予定 4駅

③ ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業（県土整備部） 【12,012千円】

ユニバーサル社会づくり推進地区におけるまちづくりをソフト・ハード両面から支援

- 推進地区活動等促進（推進地区の先進事例紹介等）
- アドバイザー派遣
- 事業プラン策定費助成
- 推進地区PR案内板設置費補助
- 推進地区協議会活動費助成
- ユニバーサルマップ活用事業費助成（マップを活用したイベントへの補助等）
- 推進地区施設改修費等補助（通常型・大規模型）

## VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### (1) こども家庭センターの機動力・専門性の充実強化

##### ① 児童虐待等対応専門アドバイザーの設置・運営（健康福祉部） 【7,080千円】

児童問題の多様化・複雑化に対応するため、児童虐待等の困難ケースに関して、司法的介入の実施、職員等の専門的資質向上のための研修会等を行うアドバイザーをこども家庭センターに設置

○配置人員 120人（医師29人、弁護士23人、その他学識経験者等68人）

○アドバイザー活用件数 300回

- ・医師 40回
- ・弁護士 200回
- ・大学教授等 60回

##### ② ひょうご児童虐待防止サポーター事業（健康福祉部） 【4,226千円】

児童虐待防止に理解と熱意のある県内協賛企業・団体（「ひょうご児童虐待防止サポーター」）との協働による研修や、各種啓発活動を展開

○ひょうご児童虐待防止サポーター連携推進事業

- ・対象 ひょうご児童虐待防止サポーター企業・団体（12団体）
- ・内容 企業・団体内での研修や、ホームページ等の広報媒体を活用した県民への啓発

○Jリーグ試合会場での普及啓発

- ・実施時期 11月（児童虐待防止推進月間に開催）
- ・実施場所 ノエビアスタジアム神戸

##### ③ こども家庭センター職員支援技能向上事業（健康福祉部） 【4,281千円】

こども家庭センター職員の支援技能の向上を図るため、経験年数や職種に応じた体系的な研修を実施し、専門性を強化

##### ④ こども家庭センター環境整備事業（健康福祉部） 【19,119千円】

児童福祉司等の配置増による施設の狭隘化に伴い、こども家庭センター会議室等の改修を実施

##### ⑤ **新** 一時保護所の整備（健康福祉部） 【222,282千円】

急増する一時保護需要等に対応するため、県内に新たな一時保護所を整備

○阪神間における一時保護所の整備（221,782千円）

児童虐待件数が多く、一時保護件数も増加する阪神間での一時保護所新規整備に向け、既存建物の解体撤去及び土壌汚染状況調査を実施

- ・R3事業内容 解体撤去、土壌汚染状況調査、基本設計・実施設計
- ・撤去建物 旧川西こども家庭センター

○県中央部における一時保護所の建替・移転検討（500千円）

一時保護所の規模や設備、現一時保護所の建替・移転を含めた県中央部における一時保護所の整備等について、先進地調査を行い検討を実施

## **(2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進**

### **① 児童虐待防止医療ネットワークの推進（健康福祉部） 【2,358千円】**

医療機関で頭部外傷など虐待を疑われる児童の受診が増加しているため、中核的医療機関を中心に児童虐待対応のネットワークづくりを推進

○中核拠点病院の整備（502千円）

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談窓口の設置  
対象施設 県立尼崎総合医療センター

○医療的ケアを要する児童の一時保護委託先の確保（205千円）

医療的ケアを要する児童の一時保護委託の受入が可能な医療機関の開拓等を実施

○中核拠点病院による教育研修の実施（1,651千円）

- ・研修内容 児童虐待対応ができる体制整備方法、症例検討等
- ・対象 県内医療機関の医師及び医療従事者等
- ・実施回数 年5回

### **② 児童虐待関係機関職員対応力向上事業（健康福祉部） 【1,463千円】**

市町の要保護児童対策地域協議会等での連携強化を図るため、市町の家庭児童相談担当職員に対して専門研修を実施し、市町の対応力の向上を推進

### **③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（健康福祉部） 【21,106千円】**

市町の要保護児童対策地域協議会の中心的機能を担う調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を推進

○実施市町数 33市町

## **(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備**

### **① 児童家庭支援センター相談体制強化事業（健康福祉部） 【58,464千円】**

児童に関する専門的な知識・技術を要する相談、援助を行う児童家庭支援センタ

一(6施設)の運営を支援し、地域に密着した子育て支援体制を強化

- ② 親子関係等再構築支援事業（健康福祉部） 【30,660千円】  
家族関係の適正な評価に基づき、児童と家族への一体的な支援、家庭復帰後の虐待の再発防止に向けた児童養護施設等との連携など、親子関係再構築を目指した支援を充実
- ③ 乳児院における児童虐待対応力の強化事業（健康福祉部） 【11,906千円】  
特定妊婦等（出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）を支援するため、「相談窓口（乳児院：ピューパホール）」を開設するとともに、個別養育支援計画の作成と指導を実施
- 相談窓口の開設  
養育に悩む妊産婦等及び妊産婦の支援機関のための相談窓口を開設
  - 支援計画の作成・実施  
支援コーディネーターが中心となり看護師等と連携して作成した母子の養育支援計画を実施
  - 家事や育児等のトレーニング  
児童虐待防止のための育児能力向上を図る実践的なトレーニングを実施
- ④ 子育て短期支援事業〔再掲〕（健康福祉部） 【14,942千円】
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）〔再掲〕（健康福祉部）  
【58,548千円】
- ⑥ 養育支援訪問事業〔再掲〕（健康福祉部） 【32,887千円】
- ⑦ **新** アウトリーチ型在宅育児相談事業〔再掲〕（健康福祉部） 【8,368千円】

## 2 社会的養育体制の充実

---

### (1) 里親委託等の推進

- ① 里親・特別養子縁組制度の推進（健康福祉部） 【3,600千円】  
医療機関、市町保健センター、県こども家庭センター等が連携し、思いがけない妊娠等で出産や子育てに不安を抱える方の相談に応じ、里親や特別養子縁組制度につなぐことなどにより、出生後の早い段階から子どもが安心して成長できる環境を整備
- 「里親委託・養子縁組推進会議」の開催

- 里親・特別養子縁組推進全県フォーラムの開催
- 出前講座、地域における研修会の実施

**② 里親制度の推進事業（健康福祉部）** **【2,601千円】**

里親里子交流事業や養育相談事業のほか、里親登録前研修などを通じて、里親制度の適切な運営と家庭養育を促進

- 里親トレーナーの配置
  - ・人 数 1人
  - ・場 所 公益社団法人 家庭養護促進協会

**③ 家庭養護普及啓発推進事業（健康福祉部）** **【12,293千円】**

里親やファミリーホームの新たな担い手の開拓につなげるため、各市町単位で里親制度の普及啓発を実施

**④ 里親登録者研修等事業（健康福祉部）** **【1,551千円】**

里親登録の更新を希望する者への研修や現在里子を受託していない里親を対象としたトレーニングを実施

- 更新研修（658千円）
  - ・対 象 里親登録の更新を希望する者
  - ・時 期 5年に1回
- 未委託里親トレーニング（893千円）
  - ・対 象 委託にいたっていない里親（希望者のみ）
  - ・時 期 年に1～2回

**⑤ 新 里親制度普及啓発促進事業の実施（健康福祉部）** **【1,800千円】**

里親の認知度を高めるため、里親制度についての情報を広く発信し、新たな里親を開拓

- 県民参加型の里親制度啓発動画コンテストの開催
  - 里親制度について知るきっかけとなる動画（60秒以内）作品を募集
- 里親ガイダンス動画の作成
  - テーマごとに体験談を交えた制度の詳細を説明する動画を作成し、県HPに掲載するなどして活用
- SNSを活用した広報

**⑥ 新 里親への委託前養育等支援事業の実施（健康福祉部）** **【4,167千円】**

里親委託前のマッチングに要する里親の経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流を十分に行うことが可能な環境を整備し、里親委託を推進



- 生活費等支援（3,978千円）
  - ・補助対象者
    - 以下のどちらも満たすもの
      - ・里親登録があり、未委託もしくは受託中の里親
      - ・新たに里子を受け入れるためにマッチング（面会・外泊等）を行う者
  - ・補助経費 委託前調整期間における面会や外泊に要する費用（生活費、交通費等）
  - ・負担区分 国 1/2、県 1/2
- 研修受講支援（189千円）
  - ・補助対象者 未委託トレーニング研修受講者
  - ・補助経費 未委託里親トレーニング研修参加時の交通費
  - ・補助単価 3,490円/日
  - ・件数 54人

## (2) 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

### ① 児童養護施設等整備費補助事業（健康福祉部） 【39,084千円】

児童養護施設等において、小規模グループケア(ユニットケア)等を実施するための施設整備費を補助

## (3) 一時保護改革、こども家庭センターの強化等

### ① こども家庭センター環境整備事業〔再掲〕（健康福祉部） 【19,119千円】

### ② **新** 一時保護所の整備〔再掲〕（健康福祉部） 【222,282千円】

## (4) 自立支援の充実

### ① 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（健康福祉部） 【－】

児童養護施設退所者等に対して生活費貸付、家賃貸付、資格取得費用等の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援

○実施主体 （社福）兵庫県社会福祉協議会

貸付種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	施設等退所者又は里親等委託解除された者		施設等入所中又は里親等委託中の者
	大学等在学者	①大学等在学者 ②就職している者	資格取得希望者

貸付期間	大学等在学期間	①大学等在学期間 ②最長2年	
貸付額	月額5万円	家賃相当額 ※生保住宅扶助額を上限	25万円以内
貸付利子	無利子		
返還免除条件	①大学等卒業後1年以内に就職し、かつ、 5年間就業を継続すること ②5年間就業を継続すること		2年間就業を継続すること

## ② 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト

～自立を目指す子どもたちの未来のために～（健康福祉部） **【7,000千円】**  
（一部ふるさとひょうご寄附金）

児童養護施設や里親委託など社会的養護の下で育った子どもたちの将来が、生まれ育った環境で左右されないよう、自立や夢を実現するために、クラブ活動や大学進学を応援

- 高校生のクラブ活動費（用具購入費、遠征時の交通費等）の一部を助成
- 高校生の就業支援（インターンシップ等参加費）の一部を助成
- 大学、専門学校等への進学を支援する奨学金（入学一時金）を助成

## (5) 市町の子ども家庭支援体制の構築等

① 児童虐待関係機関職員対応力向上事業〔再掲〕（健康福祉部） **【1,463千円】**

## 3 配偶者等からの暴力（DV）防止対策

### (1) DV防止に向けた啓発・教育の推進

① DV防止対策の充実（健康福祉部） **【26,143千円】**

配偶者に対する人権侵害や、子どもの人格形成に重大な影響を与えるDVを防止するため、市町、NPO等とも連携して対策を実施

- DV相談アドバイザーの配置
  - ・配置場所 兵庫県女性家庭センター
  - ・役割 市町相談員へのマンツーマン指導や講習の実施、市町関係職員への研修充実 等
- 民間シェルター新規開設支援の実施

新たに民間シェルターを運営しようとする者への支援の実施

  - ・対象経費 シェルター開設に必要な初度備品等経費
  - ・補助上限 300千円（定額）

- DV被害者シェルターへの支援
  - ・対象施設 2施設
  - ・対象経費 シェルター借上料（家賃、共益費）
  - ・補助上限 生活保護住宅扶助限度額（60千円等）
- DV被害者支援活動を行う民間支援団体への活動助成
  - 企業等へのDV出前講座、DV被害者支援ボランティア養成研修の実施 等
- 一時保護所・民間シェルター入所被害者及び同伴児童への心理的ケア、同行サポートの実施 等
- DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業の実施
  - DV被害者の自立に向けたきめ細かい支援のため、民間シェルターの基盤や対応の強化
    - ・DV被害者の自立支援
      - 職員配置 2人（生活支援・心理療法）
      - 弁護士、産婦人科医、精神科医等の専門家相談 各4回／月
    - ・ステップハウスの運営
      - 部屋数 1部屋（1世帯分）

② DV対策の推進（健康福祉部）

【187,482千円】

DV被害者等の安全を確保するため、一時避難先を確保するとともに、住居確保や就業支援など将来の自立や安定した生活に向けた各種支援を実施

**(2) 相談・一時保護機能、自立支援の充実**

① DV防止対策の充実〔再掲〕（健康福祉部）

【26,143千円】

② DV対策の推進〔再掲〕（健康福祉部）

【187,482千円】

**(3) 関係機関との連携強化等**

① DV防止対策の充実〔再掲〕（健康福祉部）

【26,143千円】

## 4 ひとり親家庭等の自立促進

**(1) 子育て・生活支援**

① ひとり親への相談支援事業（健康福祉部）

【2,656千円】

ひとり親の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、職業能力の向上等に関する支援を実施。さらに、養育費の確保など専門的な法律相談を実施

○ひとり親への相談

ひとり親の抱える様々な状況や就業状況及び養育費の確保状況等に関して、自立支援員がワンストップで相談を受け、必要な情報提供や支援を実施

・母子・父子自立支援員

設置場所 6 健康福祉事務所

相談方法 電話又は面接

相談内容 離婚前後にかかる一般的相談、各種制度の情報提供  
精神的支援、児童の養育に関する相談支援

・母子等専門相談員(弁護士)

設置場所 法律事務所内等

相談方法 電話又は面接

相談内容 ひとり親家庭等が抱える法律関連問題に関する助言等

## (2) 就業支援

### ① ひとり親家庭の就業支援〔再掲〕（健康福祉部） 【28,041千円】

ひとり親家庭の母等に対する各種給付金を支給し、生活の負担軽減を図り、就職に有利な資格や技能の習得を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進

○自立支援教育訓練給付金事業

○高等職業訓練促進給付金事業

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

### ② ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業〔再掲〕（健康福祉部） 【一】

## (3) 養育費確保支援

### ① ひとり親への相談支援事業〔再掲〕（健康福祉部） 【2,656千円】

## (4) 経済的支援

### ① 児童扶養手当の支給（健康福祉部） 【741,022千円】

父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に対して手当を支給（年6回）

○手当月額（単位：円） ○所得制限限度額（単位：千円）

区分	R2年度支給 (2020.4～2021.3)		扶養親族等 の数	受給者本人		扶養 義務者等
	全部支給	一部支給		全部支給	一部支給	
第1子分	43,160	43,150～10,180				

第2子 加算	全部支給	10,190	0人	490	1,920	2,360
	一部支給	10,180~5,100	1人	870	2,300	2,740
第3子 以降加算	全部支給	6,110	2人	1,250	2,680	3,120
	一部支給	6,100~3,060	3人	1,630	3,060	3,500

② 母子家庭等医療費給付の実施（健康福祉部） 【386,615千円】

母子家庭等の医療費負担を軽減するため、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

③ 母子父子寡婦福祉資金の貸付（健康福祉部） 【300,000千円】

母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立のために、修学資金等12種類の福祉資金の貸付けを実施

〔貸付金種類〕
事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、 就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、 結婚資金（計12種類）
〔貸付条件等〕
・利 子：無利子又は年利1.0%（貸付金の種類、保証人の有無により異なる） ・償還方法：一定の据置期間の後 3～20年（貸付金の種類によって異なる）

## (5) その他の支援

① ひとり親自立支援プログラム策定事業の実施（健康福祉部） 【400千円】

ひとり親家庭の個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、自立・就業に向けた取り組みを支援

- 対象者 児童扶養手当受給者
- 内 容 個別面接により生活状況等を把握の上、個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、その取り組みを支援

## 5 子どもの貧困対策

### (1) 教育の支援

① 生活困窮者世帯の子どもを地域で支援（健康福祉部） 【12,833千円】

生活困窮者世帯等の子どもに対し、調理実習等を通じて食事・居場所を提供し、学習支援、日常生活習慣獲得及び保護者への養育指導を行う拠点を運営するとともに、学習支援のオンライン化等のため、タブレット等を配置

- 対象地域 県内12町（市部に対しては、事業実施に向けた指導・助言を実施）
- 場 所 社会福祉施設、空き店舗等
- 回 数 週2回程度（年間約96回）
- 時 間 4時間程度／回（学習支援：2時間、調理実習等：2時間）
- 受入人数 約10人
- 実施方法 NPO等へ委託
- 整備機器 タブレット、Wi-Fiルーター 等
- 配置台数 78台

- ② 市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業〔再掲〕（教育委員会） 【54,315千円】

## (2) 教育費負担軽減のための支援

- ① 就学支援の実施〔再掲〕（企画県民部・教育委員会） 【15,994,232千円】
- ② **拡** 国公立高等学校における奨学のための給付金の支給〔再掲〕（教育委員会）【1,350,763千円】
- ③ 高等学校奨学資金貸与事業〔再掲〕（教育委員会） 【一】
- ④ 私立高等学校等生徒授業料軽減補助〔再掲〕（企画県民部） 【761,175千円】
- ⑤ 私立高等学校等奨学給付金事業〔再掲〕（企画県民部） 【624,775千円】
- ⑥ 私立高等学校等入学資金貸付事業〔再掲〕（企画県民部） 【27,566千円】
- ⑦ 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業〔再掲〕  
（企画県民部） 【17,835千円】
- ⑧ 特別支援学校就学奨励費〔再掲〕（教育委員会） 【634,165千円】

## (3) 生活の安定に資するための支援

- ① **拡** 「子ども食堂」応援プロジェクト（健康福祉部） 【3,500千円】

（ふるさとひょうご寄附金）

NPO法人や地域住民グループが実施する「子ども食堂」運営事業を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成

- 事業主体 NPO、地域住民グループ等
- 回 数 月1回以上 ○受入人数 10人以上
- 拡**補助上限額 230千円（月2回以上）、130千円（月1回）

② 生活困窮者自立相談支援事業（健康福祉部） 【23,531千円】

生活困窮者からの相談に対応し、継続的な評価・分析、自立に向けたプランの作成、関係機関との調整を行うとともに、ひきこもり状態の者など社会的に孤立している者に対して、訪問などのアウトリーチ支援を実施

- 長期間自宅から出られない者を関係機関につなぐアウトリーチ型の支援
  - ・実施箇所 6 健康福祉事務所管内
  - ・相談員数 7人（うち2人はアウトリーチ支援員）

**(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**

① 暮らし再建サポート事業（健康福祉部） 【20,371千円】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者及び生活保護受給者に対し、暮らし再建に向けた支援を実施

- 支援内容 就労準備支援、家計改善支援
- 負担割合 国2/3、県1/3

② 被保護者就労支援事業（健康福祉部） 【19,161千円】

生活保護受給者の就労による自立を助長するため、就労支援員（6人配置）による支援を実施

- 支援内容 就労に対する相談・支援、ハローワーク等との連絡調整等
- 負担割合 国3/4、県1/4（一部国庫10/10）

**(5) 経済的支援**

① **拡** 住居確保給付金（健康福祉部） 【7,680千円】

離職や廃業に至っていないが、こうした状況と同程度の生活困窮者に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給

- （令和2年度：離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮を対象）
- ※新型コロナウイルス感染症対応として令和2年度補正予算により拡充
- 負担割合 国3/4、県1/4

**6 ひきこもり支援**

**(1) ネットワークを通じた支援**

① **拡** 兵庫ひきこもり相談支援センターの運営（企画県民部） 【15,621千円】

ひきこもりの長期化等への対応を図るため、青少年を中心とする全年齢を対象とした兵庫ひきこもり相談支援センターにおいて、訪問支援等、アウトリーチ型支援



を展開

- 兵庫ひきこもり相談支援センターの運営
  - ・ 全県対象 電話相談、来所相談（予約制、県立神出学園）
  - ・ 地域ブランチにおける支援（地域支援団体等に委託）  
訪問支援や地域相談会を県内5地域で実施
- 地域連携ネットワーク事業の実施
  - 地域ブランチを拠点に、こども家庭センターや健康福祉事務所等とひきこもりの地域支援ネットワークを構築
- ひきこもりサポーターの育成
  - ・ 潜在するひきこもり者に早期に気づき、適切な支援へつなぐ体制を地域全体で構築するため、サポーターの育成研修を実施
  - ・ サポーター活動の充実のため、フォローアップ研修を実施
- 地域のひきこもり対策機能の強化
  - ひきこもり対策の専門家に委託し、ひきこもり者にとって身近な市町の支援体制を充実強化
  - ・ 市町での居場所設置の普及促進
  - ・ 市町での専門窓口整備支援
  - ・ 市町連携協議会の実施

## ② **拡** 兵庫ひきこもり対策の総合的な支援（健康福祉部）

【16,515千円】

[一部令和2年度2月経済対策補正]

全員活躍社会の実現を図るため、県内ひきこもり状態にある者の早期発見や、中長期化しているひきこもり状態にある者への段階に応じたきめ細やかな支援を実施

- 相談機能の強化
  - ・ ひきこもり総合支援センターの運営  
(設置場所) 精神保健福祉センター (Tel: 078-262-8050)  
(設置日時) 週5日 (火～土 9:00～17:00)  
※ひきこもり状態にある者の情報や支援内容等を共有する支援連絡調整会議を実施
- 相談・支援機関へのつなぎ機能の強化
  - ・ 家族支援プログラム(CRAFT)の人材養成、効果検証・研究  
家族を介して当事者支援を開始できる家族支援プログラムの普及を目的とした人材養成等を実施
  - ア ひきこもり状態にある者及びその家族の支援者の養成  
実践者と連携して、ひきこもり状態にある者及びその家族を支援する者を養成  
(基礎研修) 家族支援の視点や支援スタンスについて、障害等の特性に応じた家族・当事者支援の方法等で実施  
(実践研修) 基礎研修を受講した者が、より実践的な知識・支援手法を身につけるため、ワークショップ形式で実施



## イ 家族支援プログラムの効果検証・研究

家族支援プログラムの実践結果の効果検証や課題等を分析し、家族支援プログラムの普及を推進

### ・介護支援専門員への研修会の実施

介護支援専門員に対し、ひきこもりの背景・要因・対応上の留意点等を研修

## ○居場所の拡充

### ・電子媒体による居場所の設置

直接対面することがない電子媒体による居場所を設置し、社会とつながるきっかけを創出

(設置数) 10テーマ(ゲーム、アニメ、漫画等)

(実施手法) 支援団体に委託

### ・**新** 電子媒体を活用した「ひきこもり状態にある者の家族交流の場」設置

コロナ禍の中、ひきこもり状態にある者の家族同士を繋ぐ交流の場を設置し、家族とともに、ひきこもり状態にある者の社会参加を支援

### ・居場所の全県拡充に向けた担い手の養成・確保

居場所設置モデル事業の取組状況、居場所設置・運営の先行事例の紹介や、ワークショップを実施

## ○市町のひきこもり対策の支援

### ・**新** 市町ひきこもり支援合同研究会の開催

市町職員を対象に、ひきこもり者の実態の解説と支援に取り組んでいる県内市町の先行事例を紹介

## (2) 自立に向けた支援

### ① 生活困窮者自立相談支援事業〔再掲〕(健康福祉部)

【23,531千円】

## 7 障害児支援施策の充実

## (1) 特別支援教育の推進

### ① **拡** 県立特別支援学校におけるキャリア教育・就業支援推進事業(教育委員会)

【14,039千円】

特別支援学校高等部卒業生の一般就労率引き上げを目指すため、企業の人事担当者等からの就職に向けた指導助言、実践的・段階的な作業学習・現場実習の拡充、認定資格の開発推進等、地元企業と連携した取組を推進

#### ○特別支援学校就職支援推進会議の開催

#### ○就職支援コーディネーターの配置(配置校2校)

#### ○実践的な職業教育の実施

・実施分野 喫茶サービス(接客)、ビルクリーニング(清掃)、物流・品出し、

パソコン（事務補助）等

○**拡** 技能検定の運営

- ・実施分野 喫茶サービス（接客）、ビルクリーニング(清掃)、物流・品出し  
パソコン（事務補助）

② 特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置（教育委員会） 【6,887千円】

特別支援学校の児童生徒の心理的な問題を解決するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、教職員を対象とするカウンセリングマインド研修（校内研修）等を実施

○対象校 小・中・高等部を設置する県立特別支援学校 26校

③ 学校・家庭・福祉の連携の推進（教育委員会） 【－】

「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を活用し、学校と放課後等デイサービス事業所との連携など、家庭・教育・福祉における一貫した支援を組織的・継続的かつ計画的に推進

④ **新** 障害児童生徒入出力支援装置の整備（教育委員会） 【9,000千円】

[令和2年度2月経済対策補正]

障害のある児童生徒の障害の状況に対応したICT環境を整備するため、県立特別支援学校に入出力支援装置を整備

○整備内容 点字ディスプレイ、視線入力装置 等

## (2) 障害児支援のための基盤整備

① 障害児等職業体験事業（健康福祉部） 【6,770千円】

障害児等の職業体験を通じた社会参加を促進するため、職業・社会体験型施設「キッザニア甲子園」を借り上げ、職業体験の機会を提供（年1回）

○参加人数 650人（障害児・保護者、学生ボランティア等）

○実施主体 県、(公財)兵庫県手をつなぐ育成会

② 多様な主体の参入促進事業（健康福祉部） 【29,277千円】

私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定子ども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助

③ 総合リハビリセンター障害児入所施設運営（健康福祉部） 【135,259千円】

兵庫県社会福祉事業団を障害児入所施設おおぞらのいえの指定管理者として指定し、適正な管理運営を実施

④ 重症心身障害児等指導費交付金（健康福祉部） 【192,435千円】

重症心身障害児（者）の適切な治療と保護を図るため、重症心身障害児（者）が

入所している民間施設に対して運営費を助成

○対象施設数 県内6箇所、県外3箇所

○補助単価 [基本]月32,400円/人、[加算]月7,800円/人

⑤ 重症心身障害児通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備促進事業（健康福祉部）

【7,065千円】

医療的ケアを必要とする重症心身障害児が、身近な地域で支援を受けられる環境を整備するため、未設置市町における重症心身障害児通所支援事業所や居宅訪問型児童発達支援事業所の整備を促進

○重症心身障害児通所支援の実施（5,661千円）

・補助対象 未設置市町で整備予定の重症心身障害者専用通所支援14事業所

・補助基準額 17,540円/日（定員5人の場合）×年間未利用延人数

・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3（政令・中核市除く）

○居宅訪問型児童発達支援の実施（1,404千円）

・補助対象 未設置市町で整備予定の居宅訪問型児童発達支援17事業所

・補助基準額 9,910円/日×（年間訪問基準人数300人一年間訪問実績人数）

・負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3（政令・中核市除く）

⑥ 県立こども発達支援センターの運営（健康福祉部）

【25,536千円】

発達障害児を早期に発見し、地域での支援につなげていくため、正規医師職員の増員など強化した体制（H31.4～）のもとで県立こども発達支援センターを運営

○診療日 週5日（月～金）

○診療内容 発達相談、心理検査・アセスメント、診断、作業療法士、言語聴覚士による療育（リハビリ）

○運営体制 医師（小児科医、児童精神科医）、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、保育士等 計16人

⑦ 障害児福祉手当の支給（健康福祉部）

【26,071千円】

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給

○手当月額 14,880円

○負担割合 国3/4、市または県（県が町分を負担）1/4

⑧ みんなの声かけ運動の推進・充実強化〔再掲〕（健康福祉部）

【6,588千円】

### (3) 発達障害児支援体制の整備

#### ① **拡** 高等学校における通級による指導実践研究事業（教育委員会） 【6,143千円】

LD、ADHD等で、学習上や生活上のつまずきのある生徒を支援するため、「通級による指導」の実践研究校を設置し、自立活動の指導内容や、特別の教育課程の編成等を研究

##### ○実践研究校（県立高等学校）の取組

- ・設置校数 18校（R2：17校）
- ・研究内容 特別な教育課程の編成、加配教員による通級指導、個別の指導計画の作成・活用、巡回による指導 等

##### ○実践研究協力校（県立特別支援学校）の取組

- ・設置校数 18校（R2：17校）
- ・研究内容 アセスメントや自立活動の指導方法等の助言 等

##### ○運営協議会及び指導研究協議会の開催

- ・協議内容 実践研究校に関する具体的計画と方法についての検討 等

#### ② LD、ADHD等に関する相談・支援（教育委員会） 【627千円】

LD、ADHD 等支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する学校園内外での支援体制の充実を図るため、相談室の運営及び専門家チームの派遣などを実施

##### ○ひょうご学習障害相談室の運営

- ・設置場所 県立特別支援教育センター内（神戸市中央区）

##### ○「ひょうご専門家チーム」の派遣

- ・構成 教育、医療、心理関係等の専門家

### (4) 医療的ケアが必要な子どもへの支援

#### ① **拡** 医療的ケア児に対する支援体制の構築（健康福祉部） 【4,034千円】

医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるよう、関係機関との連携調整を行うための体制の整備とともに、国が定める研修カリキュラムに基づき、支援が適切に行える人材を養成

##### ○関係機関連絡協議会の開催（年2回）

##### ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修（年2回）

##### ○医療的ケア児等支援者養成研修（年2回）

##### ○**拡** 圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置

- （内 容） 圏域内の現状把握、支援策検討、各市町間の連絡調整等  
（配置人数） 10人

② 医療的ケア児等医療提供体制確保事業（健康福祉部） 【16,206千円】

医療を必要とする障害児者が緊急時等において短期入所サービスを円滑に利用できるよう、輪番により常時2床の空床を確保する医療的ケア児等医療提供体制を整備

○神戸・阪神圏域 1床（済生会兵庫県病院 等）

○播磨圏域 1床（姫路赤十字病院、兵庫あおの病院、加古川中央市民病院）

③ **新** 医療的ケア児保育支援事業〔再掲〕（健康福祉部） 【23,175千円】

④ **拡** 医療的サポート推進事業（教育委員会） 【103,395千円】

日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育の充実を図るため、県立学校に医療的ケア指導医を派遣するとともに看護師を配置

○配置人数 107人（R2:97人）

⑤ 高等学校における特別な支援を必要とする生徒の支援（教育委員会） 【15,594千円】

県立高等学校において、特別な支援が必要な生徒への対応を図るため、肢体不自由のある生徒を対象とした学校生活支援員及び発達障害等のある生徒を対象とした学習活動自立支援員を配置

○学校生活支援員 8人（6校）

○学習活動自立支援員 4人（4校）

## 8 外国人児童生徒への支援

### (1) 外国人児童生徒の居場所づくり

① 子ども多文化共生教育支援事業（教育委員会） 【94,987千円】

○子ども多文化共生サポーターの派遣

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応、学習支援、心の安定を図る等の支援を行うため、当該児童生徒等が在籍する学校に、その母語を話すことが出来る「子ども多文化共生サポーター」を派遣

・配置校数 158校（政令市を除く）

・派遣回数

派遣期間	週あたりの派遣回数
派遣開始 ～ 1か月未満	4日
1か月 ～ 6か月未満	3日
6か月 ～ 1年未満	1日

○子ども多文化共生センターの運営

子ども多文化共生教育を推進するため、多文化共生に関する人材や情報を一元化し、研修や交流等を実施。

- ・設置場所 県立国際高等学校（芦屋市）内
- ・対応言語 23言語
- ・内 容 外国人児童生徒等についての教育相談の実施  
子ども多文化共生サポーターの派遣調整  
ボランティアの登録及び活用  
多言語相談による教育相談の実施  
オンライン教育相談の実施  
多言語相談員の派遣

## (2) 定住外国人の子どもに対する学習支援

### ① 外国人児童生徒のための学習支援（教育委員会） 【35,948千円】

#### ○高等学校特別入学実施校事業

県立高等学校5校において、外国人生徒のための特別枠選抜を実施するとともに、入学した外国人生徒の学習活動等を支援

#### ○日本語指導支援推進校事業

外国人児童生徒等の日本語（生活言語、学習言語）の習得と基礎学力の定着を図るため、当該児童生徒の実態に応じた日本語指導を推進する市町を支援

- ・内 容 日本語指導支援員の派遣  
日本語指導支援推進校事業連絡協議会の設置  
日本語指導支援員等研修会の実施  
日本語指導実践事例集を活用した日本語指導の推進

## (3) 定住外国人家庭に対する支援

### ① ひょうご多文化共生総合相談センターの運営（産業労働部） 【41,816千円】

国の外国人材受入れ・共生のための総合的対応策を受け、11言語での相談対応、NGO法人と連携した週末相談を行い、今後、増加が見込まれる外国人県民への生活相談、情報提供を実施

- 開設日時 平日：月～金 9:00～17:00 外国人県民インフォメーションセンター  
週末：土日 9:00～17:00 NGO神戸外国人救援ネット

- 対応言語 11言語対応（相談員対応に加え、電話通訳・翻訳アプリも活用）  
英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、日本語、韓国語、  
タガログ語、インドネシア語、タイ語、ネパール語

[問い合わせ先]

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課 (078) 362-4232